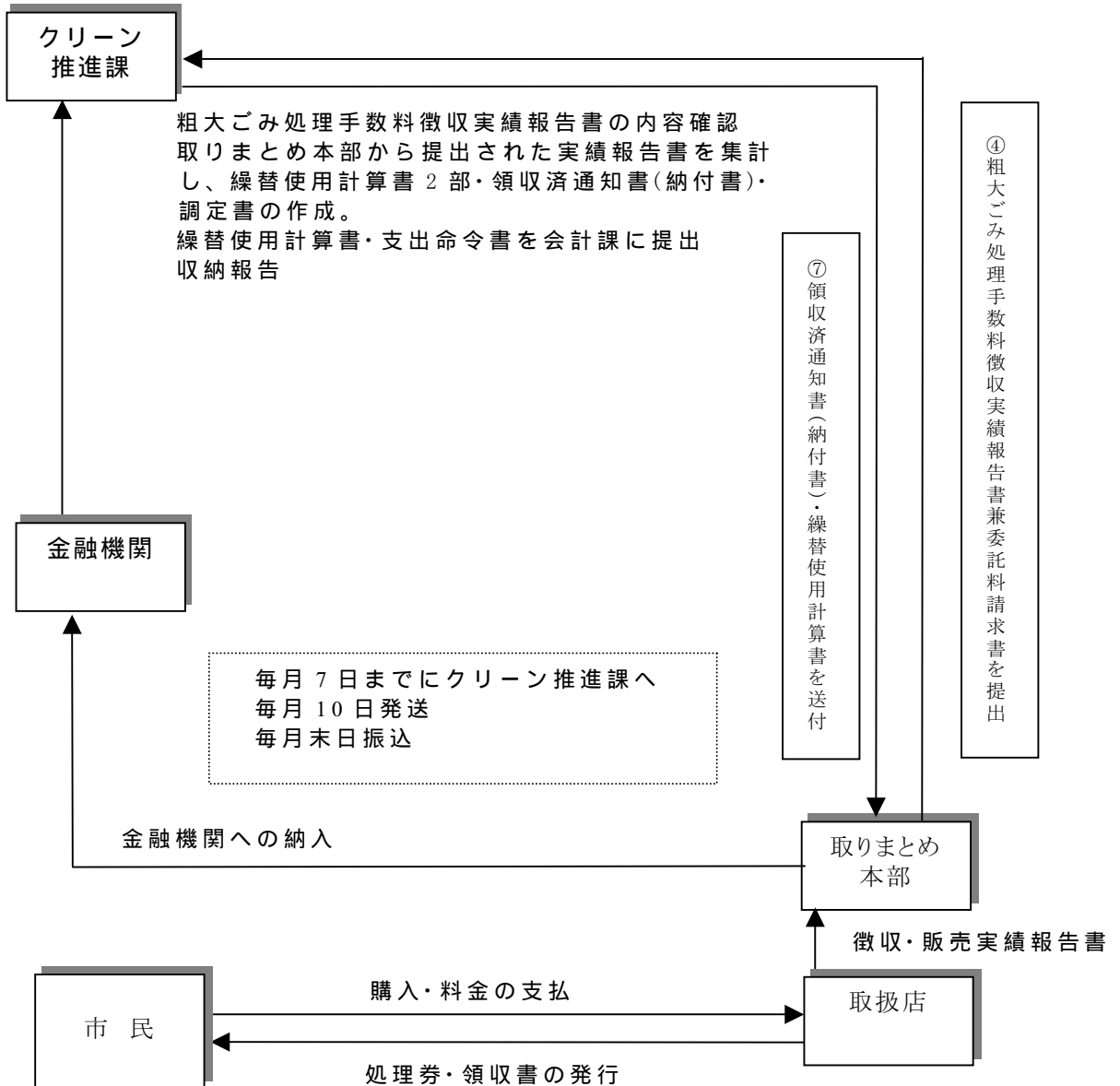


監査の結果及び意見

1. 手数料徴収及び未収金の回収について

(粗大ごみ処理手数料取扱いフロー)

粗大ごみに係る処理手数料の徴収方法の概要は、次のとおりである。



(注1) 収集申込予約後粗大ごみに処理券を貼付して排出

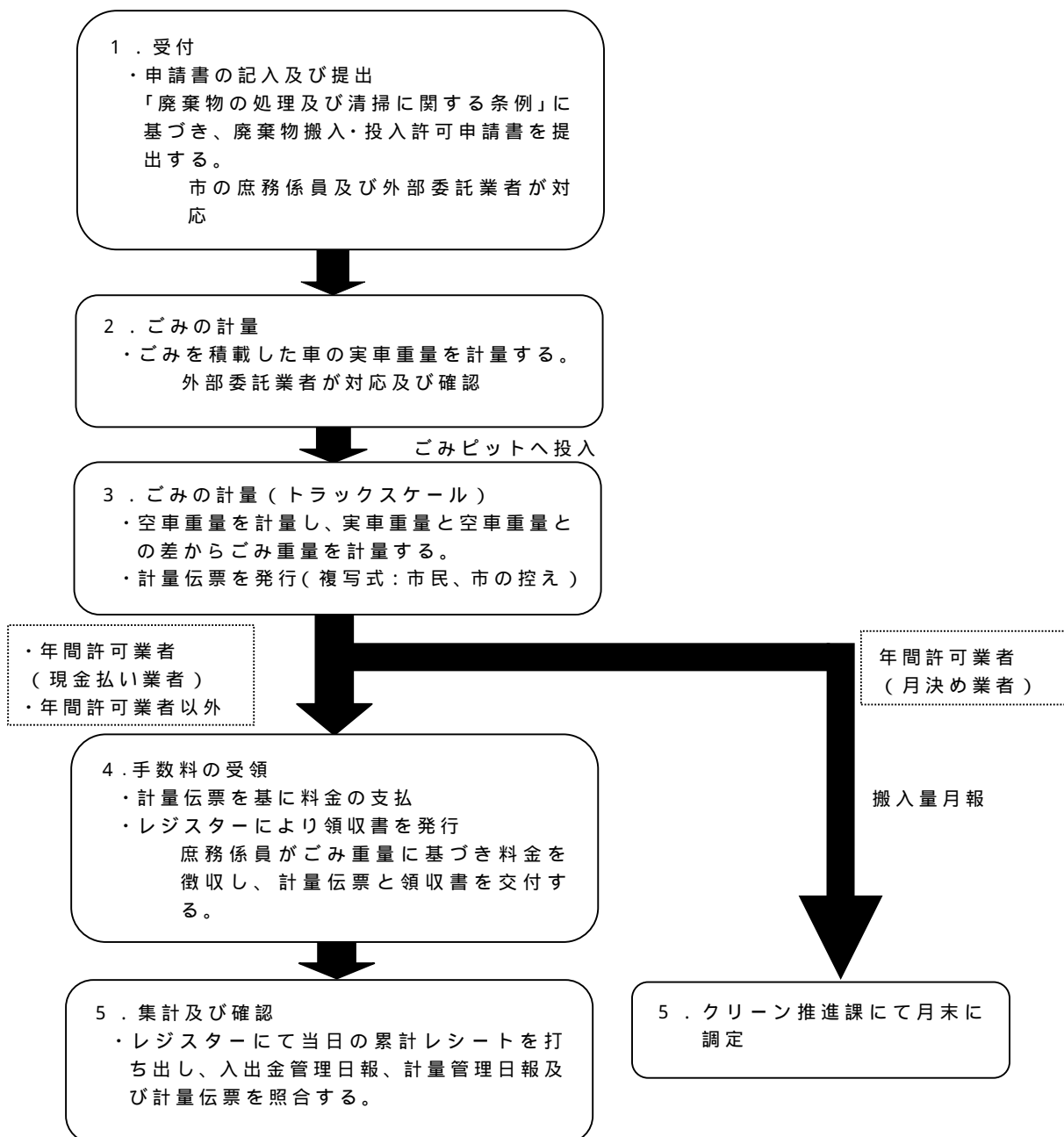
(注2) 上記は、委託収集のケースであり、直接持ち込みの場合は、事業活動に伴うごみ処理手数料取扱いフローに準じる。

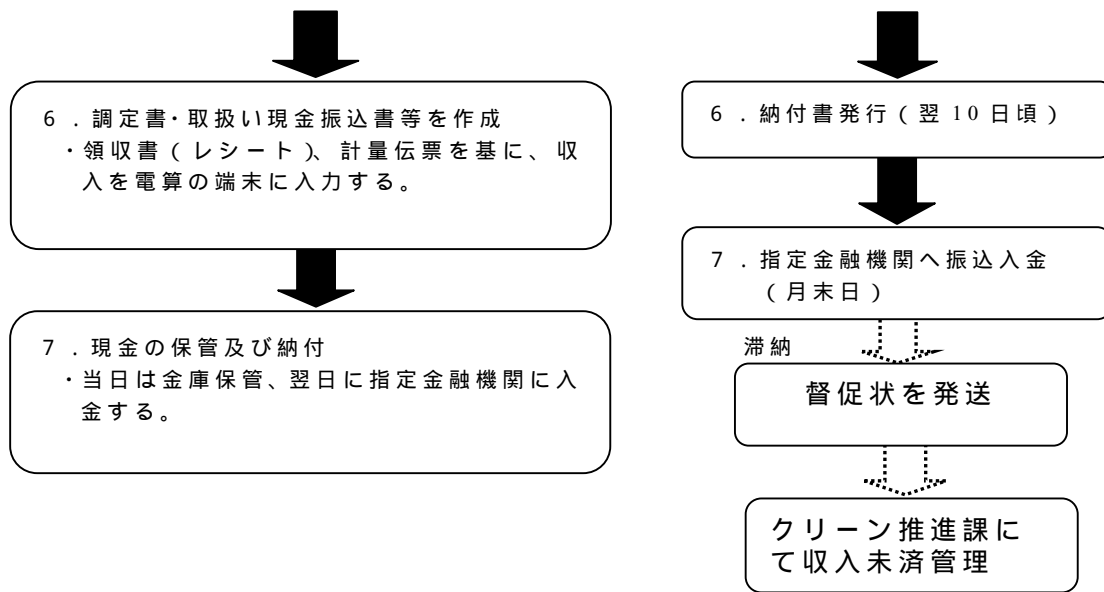
(市資料より)

粗大ごみ処理券取扱店の選定は、市民の利便性や収入未済の未然防止の観点から策定された「粗大ごみ処理手数料徴収業務委託先選定基準」に基づき行われている。平成 14 年度における有料化以降、市民からの苦情や要望に対して現地調査等による対応を図ってきた結果、現在は市内のコンビニエンスストアや商店会等の 322 ヶ所で粗大ごみ処理券を取り扱っている。

(事業活動に伴うごみ処理手数料取扱いフロー)

事業活動に伴うごみ処理手数料の徴収方法の概要は、次のとおりである。





（市資料より）

（収入未済の発生から不納欠損までのフロー）

年間許可業者（月決め業者）の場合における、ごみの搬入から収入未済及び不納欠損までの流れを、平成16年4月にごみを清掃工場へ搬入した場合を例として示すと次のとおりである。

内 容	平成16年度			17年度		
	4月	5月	6月	4月	5月	6月
許可業者が清掃工場へごみ搬入	●■■▶					
調定	末日					
納付書発送（納期は末日）		10日頃				
督促状発送			20日			
収入未済（注1）						1日
納付書発送（注2）						10日
時効（5年経過）						
不納欠損						

21年度	22年度
6月	4月
1日	
	1日

（市資料より）

(注1) 出納閉鎖期日の翌日(6月1日)に未納

(注2) 平成16年度収入未済により、17年度分として再調定し納付書発送。完納するまで、毎年処理を行う。

(1) ごみ処理手数料に係る収入未済及び不納欠損の状況について

過去5年間における不納欠損の発生は以下の1件である。

不納欠損の状況

時期	内容	金額	発生時由
平成14年4月1日	平成8年度事業活動に伴うごみ処理手数料	440千円	時効

(市資料より)

上記ごみ処理手数料の滞納の発生を受けて、市ではごみ処理手数料の取扱いについての協議を行い、手数料の調定、徴収事務の取扱いの見直し、滞納が発生した場合の適切な事務執行等に係る以下の共通認識を図った。

月決め納入を許可するための基準を設ける。

月決め許可業者のごみ処理手数料については、清掃工場の報告によりクリーン推進課が調定し、納付書を発行する。

滞納が発生した場合は、速やかに現金徴収に切り替える。

これを受けて、市では平成10年4月1日、「一般廃棄物処理許可業者に係るごみ処理手数料の月決め納入許可基準要綱」を制定し、収入未済や不納欠損の発生を防止する対策を講じており、納期限から2ヶ月以上の滞納があるときは、月決め納入許可を取消し、現金納入とすることと定めている。なお、6ヶ月以上滞納がある場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき定められた「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準」により許可自体が取消される。

事業活動に伴うごみ処理手数料に係る収入未済状況の推移は次のとおりである。

事業活動に伴うごみ処理手数料に係る収入未済の推移

(単位：千円)

業者	平成 11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
件数	4件	2件	2件	4件	1件
a	31,286	16,769	15,252	12,032	7,065
b	5,242	8,405	3,225	6,368	—
c	5,591	—	—	—	—
d	8,359	—	—	—	—
e	—	—	—	5,656	—
f	—	—	—	606	—
計	50,479	25,175	18,477	24,664	7,065

(市資料より)

(注1) 上記金額には、ごみ処理手数料のほかに収集運搬車に係る洗車料が含まれている。

(注2) 平成15年度において収入未済となっている業者aは、平成14年7月に月決め納入許可を取消されている。なお、平成15年度末現在で平成14年4月から6月までの3ヵ月分の手数料が、収入未済となっている。

平成15年度末においては、各業者への回収強化を図った結果、収入未済先は1件となり、金額も平成14年度の24,664千円から7,065千円と大幅に減少している。

しかし、許可業者による手数料の滞納は、過去より常態化している状況であり、平成15年度における収入未済額は減少したものの、平成16年度においても、毎月、許可業者の多くが納期限までに支払を行っていない。

平成16年4月30日を調定日とする事業活動に伴うごみ処理手数料の調定金額の入金状況は次のとおりである。

調定金額の入金状況(平成16年4月30日調定分)

(単位:千円)

業者	調定金額	納期限	入金日
a	2,788	平成16年 5月31日	8月2日
b	935		7月16日
c	2,474		6月4日
d	4,192		6月25日
e	1,841		6月2日
f	2,464		6月16日
g	15,000		6月1日
h	1,255		5月27日
i	407		8月4日
j	3,012		7月1日
k	3,974		5月31日
l	3,203		7月6日
m	3,408		5月31日
n	1,059		6月1日
o	15,828		6月22日
p	5,412		6月15日
q	2,621		6月25日
r	2,872		5月25日
s	11,038		7月6日
t	64		5月25日
計(20業者)	83,857		
うち 滞納分	15業者 72,281		

(市資料より)

(注)「入金日」は、会計課において許可業者からの入金確認を行った日であり、実際の入金日とは必ずしも一致していないが、ここでは、入金状況の傾向を見ることに主眼を置いているため、実際の入金日として取り扱っている。

上表によると、20業者のうち、75%の15業者が納期限までに支払を行っておらず、滞納額は調定額の約86%である72,281千円にまで達している状況である。また、一部の業者については、納期限から2ヶ月を過ぎて支払が行われているが、そのような場合においても、前述の「一般廃棄物処理許可業者に係るごみ処理手数料の月決め納入許可基準要綱」に基づく月決め納入許可の取消しは行われていないのが現状である。

(改善策)

月決め業者に納期限内の支払を徹底させ、滞納業者に対しては、厳しい態度で改善指導を行っていく必要がある。また、2ヵ月を超える滞納業者には、市が策定した方針どおり、月決め許可の取消しを行っていく必要がある。

平成15年度における業者aの収入未済額については、過年度において滞納が2ヵ月を越えた時点で月決め許可を取消していれば、軽減されていたものと考えられる。当該収入未済額についてはその後回収が進められ、平成16年度には解消が図られているが、回収を行うために業者へ督促を行う等の追加的な事務手続が継続的に発生したため、効率的な徴収事務を行う上で支障が生じたことは否めない。また、経常的に発生している月決め業者の滞納に対しても、督促状の発送を行う等の処置が行われており、非効率な徴収事務となっている。

市は、このような非効率な事務手続から発生する金銭的支出を伴わないロス(機会損失)をより明確に意識すべきであり、そのようなロスをなくすべく滞納解消に向けて厳しい姿勢をとっていく必要がある。

(2) ごみ処理手数料以外から発生する主な債権の内訳及び支払条件について

ごみ処理事業におけるごみ処理手数料以外から発生する主な債権の内訳及び支払条件は次のとおりである。

ごみ処理手数料以外から発生する主な債権の内訳及び支払条件

種類	調定部署	業者名	支払条件
リサイクルプラントで製造された骨材の売払い収入	北部清掃工場	(財)船橋市環境公社 (市の外郭団体)	年度末清算
再資源化処理施設で製造された骨材の売払い収入	クリーン推進課		
鉄くずの売払い収入	北部清掃工場 南部清掃工場	外部民間業者	四半期清算

(市資料より)

市では北部清掃工場のリサイクルプラントで製造された骨材について、外部民間業者と売払単価契約を締結して、当該業者へ直接リサイクル骨材を売却していたが、同社が平成14年7月に破産宣告を受け、平成15年度末現在、売却代金618千円が収入未

済の状況である。なお、売払単価契約による売却代金の決済条件が四半期毎の清算であったこともあり、4ヶ月分の骨材売却代金が収入未済となっている。このような経緯から、現在では上表のとおり、当該取引については市の外郭団体である(財)船橋市環境公社を通して外部へ売却が行われている。

このほかに、北部清掃工場及び南部清掃工場において、鉄くずの売却に係る売払単価契約が外部民間業者と締結されているが、売却代金の決済条件が四半期毎の清算となっている。

(意見)

一般的に取引金額や取引先の与信等により代金回収期間は異なってくるため、四半期毎の清算が長期であるとは一概にいえませんが、過去における収入未済発生の教訓を生かし、収入未済及び不納欠損の予防という観点から決済条件の短縮化を図っていくことが望ましい。

2. 手数料水準と今後の課題について

(ごみ処理手数料の算定方法と現在の料金体系)

市では、粗大ごみ及び事業活動に伴うごみに係る処理手数料を排出者から徴収している。

粗大ごみについては、平成14年10月1日より有料化が図られている。粗大ごみ処理手数料は、市が実施した平成12年度ごみ処理原価計算による粗大ごみ処理経費実績額から算出された、1kg当たり粗大ごみ処理経費に基づき算出されている。具体的には、以下のことを勘案して現在の手数料水準が決定された。

平成12年度における粗大ごみ処理経費(収集、運搬、分別及び焼却)は、1kg当たり73円であった。また、このうち収集及び運搬に係る経費を除いた1kg当たりごみ処理経費は、31円であった。

処理経費の負担関係は、公平性の確保から、排出者と行政がそれぞれ50%ずつ負担することとする。

この結果、市が収集運搬する粗大ごみの手数料単価は1kgにつき35円を基準とする。また、粗大ごみを自己搬入する場合の手数料単価は1kgにつき15円を基準とする。

処理手数料の料金体系は、平成 12 年度の収集実績をもとに、10kg ごとに 4 段階で設定した。

以上に基づき算出された、現在の粗大ごみ処理手数料の料金体系は次のとおりである。

料 金 表（平成 14 年 10 月 1 日より）

排出量		料金(円)
15kg 未満	(平均重量 10kg)	350
15kg～25kg 未満	(平均重量 20kg)	700
25kg～35kg 未満	(平均重量 30kg)	1,050
35kg 以上	(平均重量 40kg)	1,400

(市資料より)

事業活動に伴うごみ処理手数料については、平成8年5月1日に料金改定が実施されている。

事業活動に伴うごみ処理手数料は、市が実施した平成6年度ごみ処理原価計算による中間処理部門及び最終処理部門に係る処理経費実績額から算出された、1kg当たり処理経費に基づいて算出されている。具体的には、以下のことを勘案して現在の手数料水準が決定された。

平成 6 年度におけるごみ処理経費（中間処理及び最終処理に係る処理経費）は、1kg 当たり 19 円であった。

処理経費の負担関係は、事業系一般廃棄物における排出事業者の自己処理責任の原則徹底、受益者負担の適正化と健全な財政運営の確立、及び近隣市の状況等を勘案し、適正化を図ることとする。

この結果、市が収集運搬する事業活動に伴うごみ処理手数料単価は 1kg につき 17 円を基準とした。

粗大ごみ及び事業活動に伴うごみ処理手数料のいずれについても、手数料改定時期についての定めはないが、市担当者によれば、今後の近隣市町村の動向を勘案して、料金改定について検討を行っていききたいとのことである。

(ごみ処理原価計算の方法について)

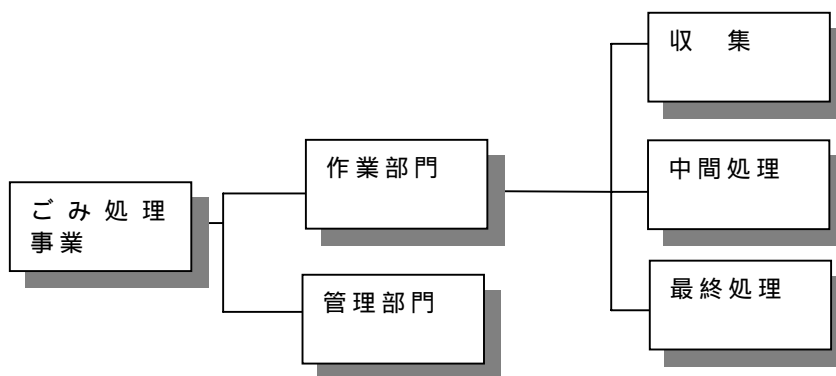
ごみ処理原価計算は、クリーン推進課にて処理経費実績額に基づき毎年度実施されている。原価計算を実施することにより、現状において市がごみ処理にどれだけの経費を負担しているのかを明確にすることが可能となる。市では、原価計算の結果を、ごみ処理事業の運営管理やごみ処理手数料の算定根拠の基礎資料として利用している。

市における原価計算手続の概要、ごみ処理フロー及び平成15年度ごみ処理原価計算の結果は次のとおりである。

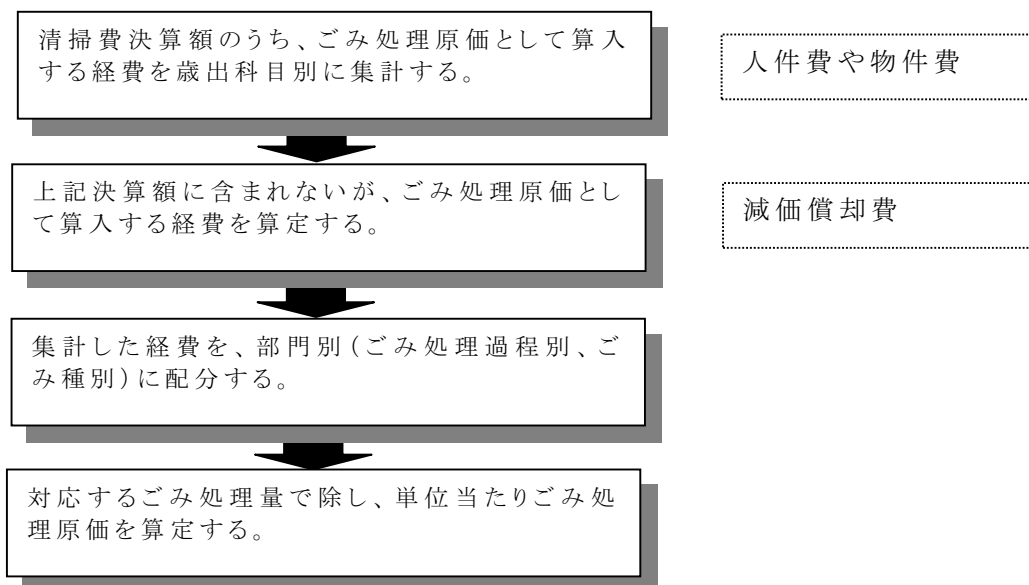
原価計算手続の概要

計算期間：1年（4月1日から翌年3月31日まで）

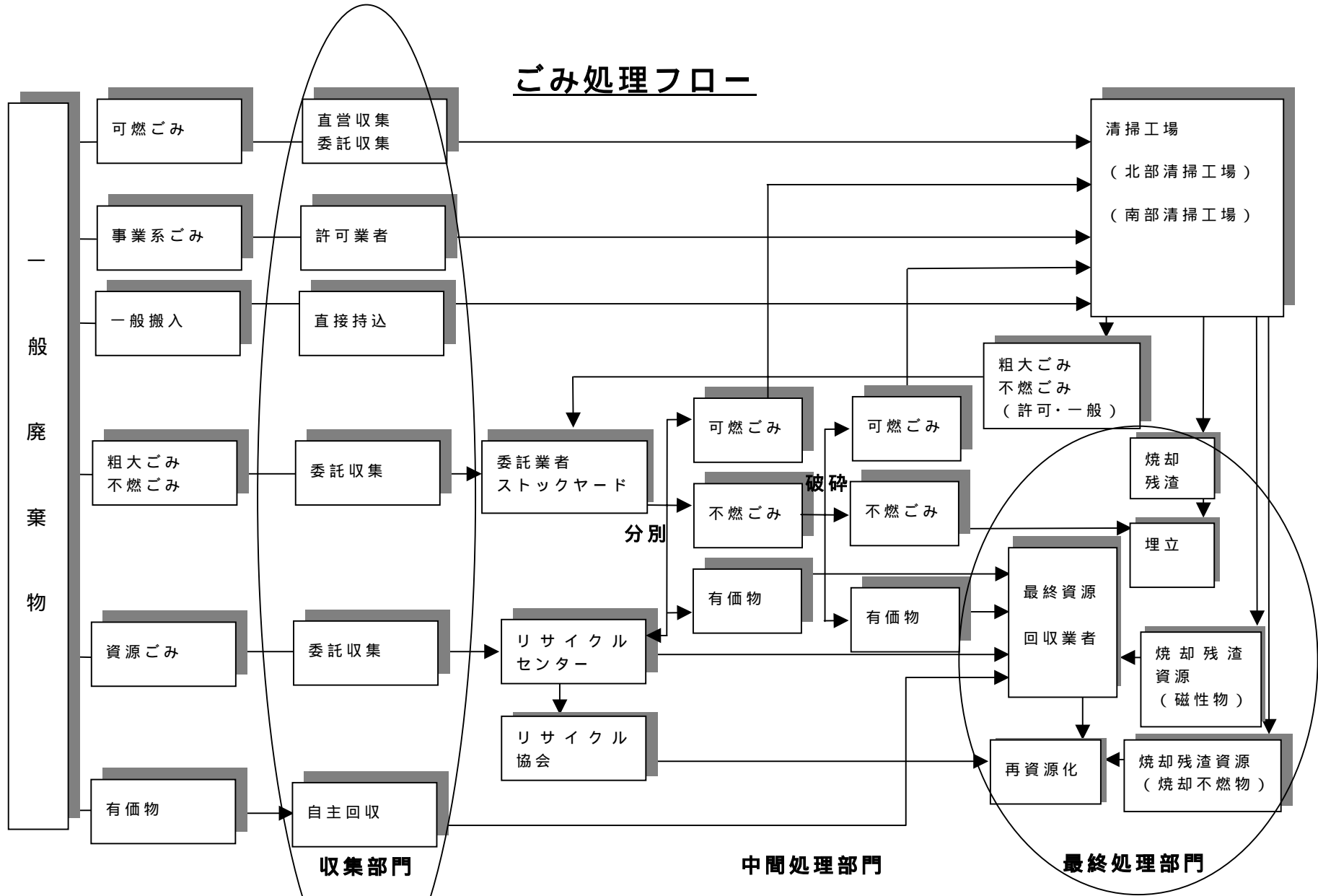
部門（原価集計単位）の設定



原価の集計



ごみ処理フロー



(市資料より)

平成 15 年度ごみ処理原価計算表

(単位：千円)

	収集部門			中間処理部門			最終処理部門		管理部門
	可燃ごみ	粗大・不燃ごみ	資源ごみ	資源分別	破砕	焼却	再資源化	埋立	
人件費	1,185,574	—	—	—	—	399,086	—	—	618,648
	1,185,574			399,086			—		
物件費	762,713	346,663	515,142	95,822	249,737	1,716,689	276,285	743,951	174,262 うち委託料 72,351
うち、委託料	715,862	346,663	244,280	15,687	233,747	1,057,872	159,244	743,807	
	1,624,519			2,062,249			1,020,237		
減価償却費	39,654	—	—	—	—	654,703	—	—	92,556
	39,654			654,703			—		
部門別直接原価	1,987,942	346,663	515,142	95,822	249,737	2,770,479	276,285	743,951	885,467
	2,849,748			3,116,039			1,020,237		
管理部門費配賦額	282,776	47,758	70,969	13,201	34,405	300,321	33,542	102,491	
	401,504			347,928			136,034		
部門原価	2,270,718	394,422	586,112	109,024	284,142	3,070,801	309,827	846,443	
	3,251,253			3,463,968			1,156,271		
処理量	129,252	8,757	40,671	11,324	19,412	217,272	8,587	20,836	
	178,680			248,008			29,423		
トン当たり直接原価	15,380	39,587	12,666	8,462	12,865	12,751	32,175	35,705	
	15,949			12,564			34,675		
トン当たり部門原価	17,568	45,041	14,411	9,628	14,637	14,133	36,081	40,624	
	18,196			13,967			39,298		
総原価	7,871,493								
ごみの総排出量	汚泥・有価物を含む		255,541	純市民排出ごみ		221,043			
トン当たり総原価			30,803			35,611			

(市資料より)

平成15年度部門別直接原価発生額は、中間処理部門で3,116,039千円と最も多く、次いで収集部門で2,849,748千円、最終処理部門で1,020,237千円という状況である。

収集部門では、直接原価の57.0%が物件費で、41.6%が人件費で構成されている。物件費のうち80.4%は委託料であるが、これは北部地区における可燃ごみ収集運搬業務以外が、外部業者により行われているためである。また、人件費の内訳は北部地区における可燃ごみ収集運搬に係る清掃センター人件費である。

中間処理部門では、直接原価の66.2%が物件費(2,062,249千円)で構成されており、主な内訳は北部及び南部清掃工場が発生する焼却費用(1,716,689千円)である。

なお、焼却費用のうち1,057,872千円が委託料であるが、主な内容は中央監視（焼却設備運転管理）に係るものである。また、減価償却費が654,703千円発生しているが、これは主に北部及び南部清掃工場の施設に係るものである。

最終処理部門では、直接原価の72.9%が埋立に係る物件費で構成されている。

（行政コスト計算書）

ごみ処理事業においては、施設の減価償却費を加味した原価計算が毎年度実施されており、事業運営に係るコストは市独自で把握している。しかし、原価計算を行うことによって、市で毎年どれだけのごみ処理経費が発生しているのかは把握できるが、対応する使用料収入等との関係や市民1人当たりの負担額はどれくらいなのかといった実態は明らかにされていない。そこでこれらの実態を把握することを目的に、「行政コスト計算書」（民間会社の損益計算書に相当）を試算した。

行政コスト計算書作成に当たっての主な前提条件は次のとおりである。

計算書の様式は総務省「地方公共団体の総合的な財務分析に関する調査研究会報告書」に準拠している。

人に係るコストは、職員人件費である。

物に係るコストは、物件費（物品購入費等）、外部委託費、維持管理費、減価償却費等である。

その他コストは、事業債利息等である。

コストは、市が毎年度実施しているごみ処理事業に係る原価計算に基づいている。したがって、減価償却費についても市が原価計算を行うに当たって算出した金額を使用している。

なお、差引行政コストの金額は、市が負担している金額であること（すなわち市民の税金でまかなわれていること）を意味しており、行政活動のコストとして適切であるかどうかを判断する材料の一つである。行政コストとして大きな金額になっている要因は主に減価償却費や事業債利息が多額なためである。減価償却費や事業債利息が多ければ、それだけ事業債による建設が後の世代にコスト負担を残しているといえる。

以上の前提条件に基づき、平成 13 年度から 15 年度までの 3 年間に係る行政コスト計算書を作成すると次のとおりとなる。

行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度
(行政コスト)			
I 人に係るコスト	2,601,467	2,332,320	2,416,024
市職員人件費	2,593,612	2,321,657	2,400,624
臨時職員人件費	7,854	10,662	15,399
II 物に係るコスト	6,040,319	5,571,332	5,510,240
物件費(物品購入費等) 及び維持管理費(修繕費等)	1,359,094	959,451	1,014,257
外部委託費	3,773,744	3,703,597	3,589,518
減価償却費	779,760	784,220	786,914
その他	127,721	124,063	119,550
III その他コスト	273,841	215,530	190,132
支払利息	86,959	52,477	32,189
その他	186,882	163,053	157,942
行政コスト合計	8,915,629	8,119,183	8,116,397
(収入項目)	1,220,233	1,272,380	1,381,132
使用料及び手数料	1,178,674	1,242,926	1,337,595
補助金	18,607	21,925	17,415
その他	22,951	7,528	26,121
差引行政コスト	7,695,396	6,846,803	6,735,265
市人口(人)	553,598	559,956	565,383
市民 1 人当たり行政コスト(円)	13,901	12,227	11,913

(注)市人口は 10 月 1 日現在のものである。

市職員人件費には退職者に対する退職金が含まれているため、各年度における退職金の発生状況により市職員人件費は増減する。なお、平成 13 年度で 293,307 千円、14 年度で 146,807 千円、15 年度で 212,714 千円の退職金が発生している。退職金を除いた場合の市職員人件費は、平成 13 年度で 2,300,304 千円、14 年度で 2,174,850 千円、15 年度で 2,187,909 千円となるが、平成 14 年度ではクリーン推進課の職員が減少したことを主な原因と

して前年比 125,454 千円の減少となっている。

物件費及び維持管理費については、平成 13 年度の金額が 1,359,094 千円であり、14 年度及び 15 年度と比較して高水準にあるが、これは北部清掃工場のダイオキシン対策工事に係る支出 350,580 千円が含まれていることを主な原因とする（ダイオキシン対策工事に係る支出については、「監査の結果及び意見 2 . 手数料水準と今後の課題について (1) 原価計算における減価償却費の集計について」を参照）。

平成 15 年度における外部委託費の主な内容及び金額は、可燃ごみ収集に係る委託費 715,862 千円、北部清掃工場における焼却処理に係る委託費 523,233 千円、南部清掃工場における焼却処理に係る委託費 534,639 千円となっている。市の財政状況等を受け、外部委託費は年々減少傾向にある。

収入項目のうち使用料及び手数料については、事業活動に伴うごみ処理量の増加及び平成 14 年 10 月からの粗大ごみ処理手数料の徴収開始に伴い、平成 15 年度には 1,337,595 千円となり、13 年度における 1,178,674 千円と比較して 158,920 千円の増加となっている。

差引行政コスト及び市民 1 人当たり行政コストは、平成 13 年度において、14 年度及び 15 年度と比較して高水準にあるが、これはダイオキシン対策工事に係る支出等 350,580 千円が含まれていること、及び粗大ごみ処理手数料の徴収が翌年度から開始されていることを主な原因とする。平成 14 年度及び 15 年度はほぼ同水準に推移している。

(1) 原価計算における減価償却費の集計について

北部清掃工場におけるダイオキシン対策工事として、平成 12 年度及び 13 年度に合計で 1,092,000 千円の事業費（うち市負担額は 592,887 千円）が生じているが、市が実施した原価計算では、共に支出年度の処理経費として計上されている。

工事の内訳は次のとおりである。

ダイオキシン対策工事の内訳

(単位:千円)

工事内容及び財源		平成 12 年度	13 年度	合 計
総事業費		741,420	350,580	1,092,000
財 源	① 国庫補助金	365,997	126,558	492,555
	② 県補助金	118	6,440	6,558
	③ 市債	362,900	185,400	548,300
	④ 一般財源	12,405	32,182	44,587
市負担額 (③+④)		375,305	217,582	592,887
既存設備の撤去費用		5,202	1,666	6,868
差引 資産の取得に係る支出		370,102	215,915	586,018

(市資料より)

(改善策)

原価計算では、資産の取得に係る支出を、支出年度の処理経費として全額費用計上するのではなく、経済的使用可能期間に渡り、減価償却費として費用を按分していく必要がある。上記ダイオキシン対策工事に係る支出は、既存設備の性能向上(追加)に係る支出であるため、財産的価値があると考えられ、既存設備の撤去費用を除いた市負担額を資産の取得に係る支出として処理する必要がある。しかし、市が実施した原価計算では、支出年度以降で計上されるべき当該資産に係る減価償却費が計上されていない。また、平成 12 年度における事業費 741,420 千円については、非原価項目として原価計算から除かれているのに対して、平成 13 年度における事業費 350,580 千円については、原価計算から除かれておらず、同額が総原価として過大に計上されている。

ダイオキシン対策工事に係る支出を、その経済的使用可能期間に渡り減価償却費として費用化した場合、平成 15 年度の総原価は 34,809 千円過小に計算されていることになる。なお、ここでは資産の取得に係る支出額を 586,018 千円、残存価額を支出額の 10%、経済的使用可能期間を市が使用している機械装置 15 年を前提として、定額法により試算した。なお、現在の粗大ごみ処理手数料の算定基礎となった平成 12 年度に実施した原価計算では、事業費 741,420 千円については、非原価項目として原価計算から除かれており、また、工事も完成していないため、減価償却費は発生しない。したがって、粗大ごみ処理手数料の算出根拠となった原価計算には影響は生じていない。

原価計算は、ごみ処理事業の運営管理やごみ処理手数料の算定根拠の基礎資料として利用されるため、毎年度の減価償却費を正確に計算していく必要がある。そのためには、減価償却計算の対象となる資産に係る取得時期、資産の種類（細目）、耐用年数、減価償却の方法、減価償却額、未償却残高等の情報を記載した償却台帳を作成し、資産及び減価償却費の管理を行っていくことが必要となる。また、当該台帳は毎年度更新を行うとともに、市作成の財産台帳と定期的に照合を行うことにより、漏れなく減価償却資産が把握できるよう管理していくことが必要である。

(2) 見積原価の利用について

市では従来より、実際の歳出額を基礎として原価計算を実施し、実際原価を集計しているが、予算金額や事業計画上の金額を基礎とした見積原価の計算は行われていない。

(意見)

原価管理や料金水準の検討を行うに当たっては、実際原価のほかに、将来の物価水準やごみ排出量水準等の外部環境要因、市の事業計画等を織り込んだ見積原価の計算を行い、判断材料としていくことが望まれる。

(3) 減価償却資産の耐用年数について

市では「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(税法基準)に基づき減価償却資産の償却期間(支出額を減価償却費として按分していく期間)を決定している。現在、市が原価計算を行う上で使用している主な資産及び償却期間は次のとおりである。

主な資産及び償却期間

資産の種類	資産の主な所在部署	償却期間
建 物	北部、南部清掃工場 清掃センター	45年
機械装置	北部、南部清掃工場	15年
車 両	清掃センター	5年

(市資料より)

(意見)

より実態に近いごみ処理経費の算定、及びそれに基づく手数料水準の決定を行っていくためには、経済的使用可能年数(現実に使用可能な期間)に基づく償却期間を使用して原価計算を行っていくことが望ましい。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」における償却期間は、標準的な使用可能期間を想定しており、その資産が実際におかれている状況は加味されていない。資産の支出額を減価償却していく期間は、何年に渡りどれくらいの使用料によって市民に資産の支出額を負担してもらうのかと同等の意味を持っており、市はそのことを十分に念頭に置き、将来事業計画等に基づき慎重に減価償却期間を決定していくことが望まれる。

(4) 手数料水準の見直しについて

粗大ごみ及び事業活動に伴うごみに係る経費実績額及び手数料収入の推移は次のとおりである。

粗大ごみ

部門別処理経費の推移

年 度	収集部門		処理部門		合 計 ①	手数料 収入②	経費回収率 /
	金 額	処理量	金 額	処理量			
平成	千円	t	千円	t	千円	千円	%
12年度	247,853	5,896	624,771	19,584	872,625	—	—
13年度	229,508	4,931	663,122	18,791	892,630	—	—
14年度	258,788	6,423	655,959	22,368	914,747	26,619	—
15年度	177,761	3,015	596,823	19,879	774,584	94,386	12.2

(市資料より)

(注1) 「収集部門」における処理金額は、一般家庭から排出される粗大ごみを収集運搬するために発生する外部委託料である。また、「処理部門」における処理金額は、清掃工場における焼却経費を焼却量に占める粗大ごみ焼却量の割合で按分した金額と粗大・不燃分別に係る委託料を合計したものである。

(注2) 「収集部門」における処理量は、一般家庭が排出した粗大ごみのうち市が収集運搬した量である。また、「処理部門」における処理量は、一般家庭及び事業者が排出した粗大・不燃ごみの総量である。

(注3) 平成14年10月より手数料の徴収を開始しているため、平成14年度の経費回収率は算定していない。

市が収集運搬する場合の1kg当たり処理経費の推移

(単位:円)

年 度	1kg当たり 処理経費 ①	①×0.5	手数料
平 成 12年度	73.9	36.9	H14.10より 35円/kg (市収集の場合) H12年度実績を基礎として 算出
13年度	81.8	40.9	
14年度	69.6	34.8	
15年度	88.9	44.4	

(市資料より)

(注) 収集部門及び処理部門の両部門に係る経費を含む。

自己搬入された場合の1kg当たり処理経費の推移

(単位:円)

年 度	1kg当たり 処理経費 ①	①×0.5	手数料
平 成 12年度	31.9	15.9	H14.10より 15円/kg H12年度実績を基礎として 算出
13年度	35.2	17.6	
14年度	29.3	14.6	
15年度	30.0	15.0	

(市資料より)

(注) 処理部門に係る経費を含み、収集部門に係る経費は含まない。

粗大ごみに係る手数料水準は、平成12年度ごみ処理原価計算の結果を受けて、公平性の確保から、排出者と行政がそれぞれ50%ずつ負担するよう決定されている。他方、平成15年度における経費回収率(処理経費に対する手数料収入の割合)は、12.2%と低水準の状況にある。これは、上表「部門別処理経費の推移」の「処理部門」における処理金額及び処理量の中には、ごみ処理過程が同一であることを理由として、事業活動に伴うごみとして収集したもののうち粗大ごみとして処理されるもの(いわゆる事業系粗大ごみ)や、不燃ごみとして収集されてきたものが含まれており、原価計算上使用さ

れる「処理部門」の処理量と手数料の徴収対象となる粗大ごみ処理量が一致していないためである。また、平成13年4月施行の家電リサイクル法や平成15年10月におけるパソコン再資源化開始に伴い、料金水準決定のための基準年度となった平成12年度に比べ、手数料の徴収対象となる粗大ごみ処理量（一般家庭から排出される粗大ごみ処理量）が減少していることも原因の一つとして挙げられる。

1kg当たり処理経費については、自己搬入の場合は平成12年度よりほぼ同水準で推移しているのに対し、市が収集運搬する場合は上昇傾向にあり、平成15年度では平成12年度に比べ15.0円高い88.9円となっている。主な原因は、電話申込（市による収集運搬）から自己搬入（排出者の直接持込）へのシフトが進んでおり、「収集部門」に係る処理経費に対応する手数料収入が伸び悩んでいるためである。

なお、平成14年度において処理量が大幅に増加し、1kg当たり処理経費が低下しているのは、平成14年10月の有料化を受けての駆け込みの排出が発生したためである。

事業系ごみ

事業活動に伴うごみ処理経費の推移

年 度	処理経費		1kg当たり 処理経費	受取手数料 実績額 ②	経 費 回収率 ②/①	手 数 料
	金額 ①	処理量				
平成 4年度	千円 1,140,524	t 57,395	円 19.87	千円 414,502	% 36.3	H4.1～H8.4 搬入量8t未満/月 6円/kg 搬入量8t以上/月 14円/kg H8.5.1～ 17円/kg なお、平成6年度 1kg当たり処理経 費が料金改定の基 礎となっている。
5年度	1,274,470	60,344	21.12	436,338	34.2	
6年度	1,220,131	64,831	18.82	466,838	38.3	
7年度	1,348,691	67,546	19.97	489,296	36.3	
8年度	1,366,622	65,440	20.88	1,013,961	74.2	
9年度	1,451,968	63,951	22.70	1,052,744	72.5	
10年度	1,503,941	64,367	23.37	1,092,748	72.7	
11年度	1,620,019	66,517	24.35	1,147,396	70.8	
12年度	1,575,336	68,365	23.04	1,224,296	77.7	
13年度	1,604,273	67,342	23.82	1,178,560	73.5	
14年度	1,449,304	69,407	20.88	1,210,740	83.5	
15年度	1,461,849	69,938	20.90	1,242,651	85.0	

（市資料より）

（注）事業活動に伴うごみ処理経費については、ごみ排出総量に対する事業系ごみ排出量の割合により金額を算出している。

(意見)

粗大ごみに係る処理経費については、公平性の確保という観点から排出者と行政がそれぞれ50%ずつ負担するよう決定されているが、家電リサイクル法施行等の外部環境の変化や排出者の粗大ごみ排出方法の変化を原因として、現在の手数料水準が必ずしも実態に沿ったものであるとは言い難い状況である。これは、現行の手数料水準が、平成12年度における処理金額及び処理量の実績値に基づき決定されており、将来の外部環境変化や有料化に伴う排出量の減少等による影響が手数料水準に織り込まれていないことを主な原因としていると考えられる。このことを踏まえると、今後手数料水準の見直しを行うに当たっては、前述した見積原価を用いていくことが望まれる。見積原価は、将来の物価水準やごみ排出量水準等の外部環境要因のほかに、市の事業計画等が織り込まれて策定される。見積原価を用いることにより、事業計画等に裏付けられた手数料水準が策定されるため、受益者に対して、手数料改定に対する合理的な説明を行うことが可能となり、理解が得られやすいものとする。

なお、見積原価を算定するに当たっては、将来のごみ処理量水準を十分に反映して処理経費見込額を策定していく必要がある。市が収集運搬する場合における1kg当たり処理経費は、排出者の自己搬入の増加を受けて平成12年度より上昇傾向にある。これは、ごみ処理量水準に関わらず一定額発生するいわゆる固定費部分が存在するためである。粗大ごみの収集運搬に係る処理経費は主に外部委託費であるが、収集運搬量が減少傾向にある局面においては、委託費の引下げを検討していく必要がある。固定費が常に同額発生すると考えた場合、処理量が減少すれば当然1kg当たり処理経費は上昇するが、固定費の削減を考慮せず処理量の減少を理由に手数料単価を引き上げていくことは、市が掲げている公平性の確保からも妥当ではない。市はこのことを念頭に置き、今後手数料改定の検討を行っていくことが望まれる。

事業活動に伴うごみ処理経費については、「事業系一般廃棄物における排出事業者の自己処理責任の原則徹底」、「受益者負担の適正化と健全な財政運営の確立」という趣旨に基づき、排出者が全額負担することが望ましい。料

金改定後、8年以上を経過していることから、近隣他市の状況も踏まえ、今後料金水準の見直しを検討していくことが望まれる。

参考として近隣他市の料金水準を示すと次のとおりとなる。

近隣他市との料金体系比較(H16.4現在)

	手数料
船橋市	17円/kg
千葉市	24円/kg 又は 1m ³ 当たり4,800円
市川市	18円/kg
柏市	18円/kg (プラスチック16円)
習志野市	15円/kg
松戸市	16円/kg
八千代市	24円/kg
佐倉市	25円/kg

(市資料より)

なお、市が実施した平成15年度ごみ処理原価計算実績値に基づいた場合、1kg当たり処理経費は20.9円となるため、処理経費を全額回収することを前提とした場合、手数料は1kg当たり17円から20.9円となり、3.9円の値上げが必要となる。

ただし、今後手数料水準の見直しを行うに当たっては、粗大ごみ手数料と同様、見積原価を用いていくことが望まれる。

3. 契約について

(1) 指名競争入札の効果について

北部清掃工場及び南部清掃工場において平成13～15年度に指名競争入札により契約を行った委託業務の主な業務及びその落札率は下記のとおりである。

北部清掃工場		平成 13年度	14年度	15年度
件名	契約方法	落札率	落札率	落札率
大気汚染測定機器保守管理委託	指名競争	99.0%	99.0%	98.4%
作業環境測定委託	指名競争	85.6%	93.7%	88.2%
排ガス等分析委託	指名競争	96.1%	98.3%	97.2%
プラットホーム清掃委託	指名競争	97.3%	98.5%	98.9%
建物清掃委託	指名競争	100.0%	100.0%	98.9%
樹木管理業務委託	指名競争	98.4%	97.0%	99.5%

南部清掃工場		平成 13 年度	14 年度	15 年度
件名	契約方法	落札率	落札率	落札率
公害関係測定分析委託	指名競争	92.4%	92.4%	94.3%
作業環境測定分析委託	指名競争	99.1%	97.7%	99.6%
排ガス分析計保守管理委託	指名競争	99.4%	99.4%	97.0%
化学分析委託	指名競争	97.6%	97.6%	99.6%
骨材性能分析委託	指名競争	97.3%	98.3%	96.8%
建物清掃委託	指名競争	100.0%	99.8%	98.9%
樹木管理業務委託	指名競争	99.2%	98.3%	93.5%

(市資料より)

表の示すとおり、指名競争入札においての落札率が非常に高いことが分かる。

上記の契約のうち、平成 16 年度に郵便型指名競争入札又はダイレクト型一般競争入札に変更した契約の落札率は次のとおりである。

北部清掃工場

件名	契約方法	落札率
排ガス等分析委託	郵便型指名競争	88.0%
プラットホーム清掃委託	ダイレクト型一般競争	93.2%
建物清掃委託	ダイレクト型一般競争	77.6%

南部清掃工場

件名	契約方法	落札率
公害関係測定分析委託	郵便型指名競争	83.3%
作業環境測定分析委託	郵便型指名競争	94.7%
排ガス分析計保守管理委託	郵便型指名競争	95.0%
化学分析委託	郵便型指名競争	92.4%
建物清掃委託	ダイレクト型一般競争	78.4%
樹木管理業務委託	郵便型指名競争	91.3%

(市資料より)

多くの契約において、落札率が急激に下がっていることがわかる。郵便型指名競争入札への変更は、指名業者の変更がなく、入札者同士が顔を合わせないという変更のみであるが、一定の効果を得ている。また、ダイレクト型一般競争入札への変更は、参加業者のほとんどが最低落札価額で入札するという効果を得ている。

(改善策)

指名競争入札において、過去数年間の落札率が高く、指名業者の変更もない業務については、指名業者の変更等を行い硬直化を防ぐべきである。

また、現行の指名競争入札を郵便型指名競争入札方式もしくはダイレクト型一般競争入札への変更を行い、入札の実効性を高めるべきである。

(2) 類似業務の委託契約について

北部清掃工場において、5基あるクレーンの定期点検整備は毎年行い、クレーン安全ネット点検整備は、3年間に8面を順次整備するため、それぞれを別契約として設置業者である1社との随意契約により行われている。

平成15年度 (単位:千円)

件名	契約方法	設計金額	落札額	落札率
クレーン点検整備	随意契約	21,945	21,000	95.7%
クレーン安全ネット点検整備	随意契約	849	840	98.9%

(市資料より)

(意見)

同一のクレーンの点検整備及び安全ネット点検整備は業務内容が類似しており、安全ネット点検整備は、クレーン点検整備の一部として行うことも可能と考えられる。よって、2つの業務を一緒にし、指名競争入札により契約することによりコスト削減を図ることが望まれる。

(3) 業務委託契約における委託先の評価

業務委託契約においては、業務完了後の手続として、船橋市財務規則第124条に基づき、仕様書に記載された役務内容を満たしているかを検査することになっている。

現在、業務委託契約のうち、最も金額の大きい設備の運転管理業務は随意契約で行われており、同一業者が稼働時以来長期にわたって行っている。また、指名競争入札にて委託されている業務についても落札業者が每期同一であるケースが非常に多いことから、完了後の検査は業務が仕様書どおりに行われたかどうかを確認するに止まっている。しかし、将来的に運転管理業務への指名

競争入札の導入を検討していること、硬直的な指名競争入札から、郵便型指名競争入札やダイレクト型一般競争入札への移行による、多くの業者への落札機会の拡大の検討から、役務提供における業者ごとの評価を行うことが、業者を評価する上で重要と考えられる。工事契約においては、「船橋市工事検査規程」により既にこのような評定法が取り入れられている。

(意見)

評価基準を作成することにより、評価担当者の評価能力の向上や情報の共有化が可能となる。入札条件に評価基準に基づく評価結果を組み入れることにより効果的な委託業者の選定、管理が可能と考える。

評価項目表(例示)

評定項目	番号	細目	評定内容			
			A	B	C	D
現場 配置者等	1	現場事前調査を行ったか。	A	B	C	D
	2	業務内容に応じた人員配置がなされたか。	A	B	C	D
	3	各作業において作業主任者が選任されていたか。	A	B	C	D
	4	作業中の監督員との連絡調整が十分に行われたか。	A	B	C	D
その他	5	契約書、委託内容等を良く理解し、現場の業務に反映させていたか。	A	B	C	D
合計						

(4) 薬品購入について

北部清掃工場及び南部清掃工場における平成13年度から15年度までの薬品購入額上位3品目についての契約状況は次のとおりである。

北部清掃工場の契約状況

(平成13年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
消石灰	38.00	37.50	37.00	97.4%	指名競争入札	9
活性炭	505.00	498.00	440.00	87.1%	指名競争入札	6
アンモニア	244.00	237.00	237.00	97.1%	指名競争入札	3

(市資料より)

(平成 14 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
消石灰	40.00	37.00	37.00	92.5%	指名競争入札	9
活性炭	460.00	440.00	440.00	95.7%	指名競争入札	9
アンモニア	260.00	235.00	235.00	90.4%	指名競争入札	3

(市資料より)

(平成 15 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
消石灰	40.00	37.00	37.00	92.5%	指名競争入札	8
活性炭	455.00	440.00	440.00	96.7%	指名競争入札	8
アンモニア	240.00	240.00	235.00	97.9%	指名競争入札	3

(市資料より)

南部清掃工場の契約状況

(平成 13 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
消石灰	25.00	24.72	24.00	96.0%	指名競争入札	9
苛性ソーダ	57.00	57.00	57.00	100.0%	指名競争入札	9
塩化第 2 鉄	85.00	85.00	85.00	100.0%	指名競争入札	10

(市資料より)

(平成 14 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
消石灰	25.00	24.00	24.00	96.0%	指名競争入札	9
苛性ソーダ	57.00	57.00	57.00	100.0%	指名競争入札	7
塩化第 2 鉄	85.00	85.00	85.00	100.0%	指名競争入札	7

(市資料より)

(平成 15 年度)

(単位:円)

薬品名	設計単価 ①	予定単価	契約単価 ②	落札率 ②/①	入札方式	入札参加 業者数
消石灰	24.80	24.00	24.00	96.8%	指名競争入札	8
苛性ソーダ	57.00	57.00	57.00	100.0%	指名競争入札	5
塩化第 2 鉄	87.00	87.00	85.00	97.7%	指名競争入札	5

(市資料より)

(注) 消石灰については、北部清掃工場と南部清掃工場とで仕様が異なるため、契約単価等は一致しない。

北部清掃工場については、平成 13 年度の活性炭の落札率(87.1%)を除き、落札率がすべて 90%台と高い率となっている。契約単価については、消石灰と活性炭の契約単価が 3 年度とも同額となっている。アンモニアの契約単価についても、平成 14 年度と 15 年度が同額となっている。

南部清掃工場についても、落札率が最低で 96.0%と高い率となっている。また、苛性ソーダの落札率が 3 年度ともすべて 100.0%となっている。塩化第 2 鉄の落札率についても、平成 13 年度と 14 年度が 100.0%となっている。契約単価については、3 年度の契約単価が 3 品目すべて同額となっている。

契約単価の市況との比較について、契約課では入札参加業者からの聞き取り及び業界紙の入手によって把握している。

一方、指名競争入札の参加業者数と落札業者の関係を表にすると次のとおりである。

北部清掃工場の入札参加業者と落札業者

	業者名	a (市内)	b (市内)	c (市内)	d (市内)	e (市内)	f (市内)	g (市内)	h (市内)	i (市内)	j (準市内)	k (準市内)	参加業者数	契約単価 (円)
平成 13 年度	消石灰	○	●	○	○	○	○	○	○	○			9	37.00
	活性炭	○			○	○	○	●	○				6	440.00
	アンモニア		○	●					○				3	237.00
14 年度	消石灰	○	○	○	○	○	○	●	○	○			9	37.00
	活性炭	○	○	○	●	○	○	○	○	○			9	440.00
	アンモニア		○	○					●				3	235.00
15 年度	消石灰	●	○	○	○	○	○	○	○				8	37.00
	活性炭	○	●	○	○	○	○	○	○				8	440.00
	アンモニア		○	●					○				3	235.00

(市資料より)

南部清掃工場の入札参加業者と落札業者

	業者名	a (市内)	b (市内)	c (市内)	d (市内)	e (市内)	f (市内)	g (市内)	h (市内)	i (市内)	j (準市内)	k (準市内)	参加業者数	契約単価 (円)
平成 13 年度	消石灰	○	○	○	○	○	●	○	○	○			9	24.00
	苛性ソーダ	○	○	○	●	○	○	○	○	○			9	57.00
	塩化第2鉄	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10	85.00
14 年度	消石灰	○	○	●	○	○	○	○	○	○			9	24.00
	苛性ソーダ	●	○		○	○	○		○		○		7	57.00
	塩化第2鉄	●		○	○		○	○		○	○		7	85.00
15 年度	消石灰	○	○	○	○	○	○	○	●				8	24.00
	苛性ソーダ	○			○	○			○	●			5	57.00
	塩化第2鉄	○				○	●	○				○	5	85.00

(市資料より)

(注 1) ○は入札参加業者、●は落札業者。(市内)は市内業者、(準市内)は準市内業者。

(注 2) 市内業者とは、船橋市内に本店を有する者、準市内業者とは、船橋市内に支店等を有する者をいう。

(注 3) i 業者については、平成 15 年度は合併により市内業者から準市内業者となったが、平成 16 年度に市内業者に戻っている。

北部清掃工場については、入札参加業者は 3 年度ともすべて市内業者となっており、業者の追加も行われていない。

南部清掃工場については、準市内業者が入札に参加しているものの、年度につき 1、2 社程度となっている。また、北部清掃工場と同様、入札参加業者の追加も行われていない。さらに、平成 13、14 及び 15 年度と 3 品目すべてについて入札参加業者数が減少している。

これらのことについて、契約課では、次のとおり説明している。

「船橋市物品調達等指名業者選定基準」第 4 条第 1 項において「指名業者の選定に当たっては、市内業者の受注機会の拡大を図るため特に考慮する

ものとし、市外業者については物品調達等の内容により選定するものとする。」となっており、市内業者の育成の観点から市内業者を選定している。これらの薬品はごみ処理に欠かせない薬品であるため、安定供給を確保する必要があり、安定供給の実績のある業者を選定している。

市内業者の育成の観点を踏まえつつ、競争性を高めるため、前年度の入札で高い単価で応札した業者を翌年度は指名しないことで入札参加業者数を減少させている。

(意見)

一部の例外を除き、落札率が最低でも90.4%と高く、3年度の契約単価もほとんど変わっていない。なお、競争性を高めるために高い単価で応札した業者を翌年度に指名しないことで入札参加業者数を減少させたが、結果として契約単価の引下げに結びついていない。これは入札参加業者が3年度ともほとんど市内業者となっており、選定業者の追加が行われていないこと及び入札参加業者数が減少していることが少なからず影響を与えていると考える。

たとえば前年の入札で最も高い価格を提示した業者を翌年の入札で他の業者と入れ替える方法を採用等、安定供給の確保にも配慮しつつ、契約単価を下げる取組み姿勢を示すことが必要と考える。

(5) 塵芥収集車購入について

清掃センターにおける平成13年度から15年度までの塵芥収集車の購入状況は次のとおりである。

塵芥収集車の購入状況

(平成13年度)

(単位:千円)

	設計金額 ①	予定価格	契約金額 ②	落札率 ②/①	契約単価	入札 方式	入札参加 業者数
第1回 5台	32,499	31,972	31,972	98.4%	6,394	指名競争 入札	4
第2回 4台	25,999	25,588	25,368	97.6%	6,342	指名競争 入札	4

(市資料より)

(平成 14 年度)

(単位:千円)

	設計金額 ①	予定価格	契約金額 ②	落札率 ②/①	契約単価	入札方式	入札参加 業者数
第 1 回 4 台	25,999	25,368	25,242	97.1%	6,310	指名競争 入札	4
第 2 回 5 台	32,499	31,710	31,290	96.3%	6,258	指名競争 入札	4

(市資料より)

(平成 15 年度)

(単位:千円)

	設計金額 ①	予定価格	契約金額 ②	落札率 ②/①	契約単価	入札方式	入札参加 業者数
第 1 回 5 台	34,125	31,500	31,500	92.3%	6,300	指名競争 入札	4
第 2 回 4 台	25,999	25,368	25,032	96.3%	6,258	指名競争 入札	4

(市資料より)

落札率が最低でも 92.3%と高い率となっている。また、契約単価もほとんど変わっていない。これは塵芥収集車が特殊な車両であり、手がけるメーカーが国内でも 5 社と少なく、このうち 4 社を入札に指名していることが影響を与えていると考えられる。清掃センターの説明によると、1 社を指名から除外している理由は、次のとおりである。

千葉県を担当エリアとする営業所があるが、自社工場を併設しておらず、技術者 1 名で対応している。また、指定工場はあるが、複数のメーカーの修理を取り扱っており、迅速な対応を受けられるのか懸念される。

東京都にも自社工場を有しているが、千葉県は担当エリアではないため、修理の依頼は受け付けるが、他の自治体の塵芥収集車の修理が優先され、この点からも迅速な対応を受けられるか懸念される。

塵芥収集車を手がけるメーカーの売上高等は次のとおりである。

各メーカーの売上高、資本金及び従業員数

(単位:百万円)

	売上高	資本金	従業員数
a社(指名業者)	46,881	11,803	926名
b社(指名除外業者)	102,358	15,981	1,988名
c社(指名業者)	5,494	250	189名
d社(指名業者)	2,860	12	51名
e社(指名業者)	10,901	1,000	310名

(市資料より)

(注) d社のみ平成14年12月期、他は平成15年3月期のデータ。

また、清掃センターでは年2回入札を行っている。清掃センターの説明によると、年2回入札を行う理由は次のとおりである。

車検の切れる時期に合わせて入札・購入を行う必要があること。

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により予定価格4,000万円以上の動産の買入れについては議会の議決に付さなければならない。年1回の入札の場合、予定価格が4,000万円を超えるため、議会の議決が必要となる。

平成15年度においては、7、10月にそれぞれ購入しており、契約から納入まで約3ヶ月を要している。一方、議会の議決は6月に行われていることから、議会の議決後に年1回の入札を行う場合、7月の車検切れに間に合わず、車検を実施することになり、その分だけ車検費用が追加的に発生してしまう。

平成13年度から15年度の車検費用の推移は次のとおりである。

車検費用の推移

(単位:千円)

	平成13年度	14年度	15年度
金額	3,416	3,101	3,020
対象台数	28台	26台	26台
1台当たり金額	122	119	116

(市資料より)

(意見)

指名から除外している1社(b社)について、売上高、資本金及び従業員数のいずれも5社の中で最も大きく、価格競争上他の4社よりも優位にあると考

えられる。迅速なアフターサービスが受けられるのかという懸念材料があるが、たとえば東京都の自社工場で対応できるのであれば、指名業者に加えることで落札率及び契約単価の引下げが期待できる。

また、入札を年2回としているため、年1回とした場合よりも契約額が高くなる可能性がある。たとえば議会の議決後に年1回の入札を行い、納車は車検の切れる時期に合わせる方法を検討することが望ましい。

4. 財産管理について

(1) 財産台帳の整備について

財産台帳の整備状況を確認したところ、次のような点が発見された。

北部清掃工場

ア. 土地台帳について

次の土地は台帳の取得価格が「譲与」と記載されているだけで、金額が記載されていない。

町名	番地	地目	地積 (実測)	取得		摘要
				年月日	価格	
大神保町	538-3	雑種	159 m ²	54.1.8	譲与	大蔵省

(土地台帳より作成)

(改善策)

上記土地は大蔵省から譲与されたものであることから、船橋市財務規則第168条及び第169条第5号によって、見積価格を土地台帳に記載する必要がある。

イ. 建物台帳について

次の建物は台帳に取得価格がまとめて記載されており、個々の取得価格が不明である。

棟 番 号	用 途	構 造	床 面 積			取 得		摘 要
			一階	一階以外	合計	年月日	価 格	
1	工場棟	SRC造地下 1階地上6階	m ² 4,364.70	m ² 15,356.86	m ² 19,721.56	58.3.31	} 355,473,654 円	
2	管理棟	RC造3階建	665.70	1,570.58	2,236.28	58.3.31		
3	ストック ヤード	RC造 平屋建	450.00		450.00	58.3.31		
4	計 量 機 室	RC造 平屋建	21.60		21.60	58.3.31		

(建物台帳より作成)

なお、建物台帳に記載されている建物は、附属設備が建物に含めて記載されており、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容は把握できないようになっていた。

(改善策)

上記建物は船橋市財務規則第168条及び第169条第1号にしたがって、個々に買入価格を建物台帳に記載する必要がある。

また、台帳に記載されている建物は、躯体だけでなく附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価格を記載した台帳もしくは補助簿を整備すべきである。

ウ．設備台帳について

北部清掃工場では、船橋市財務規則第168条第2項にしたがって、機械装置等の補助簿として「設備台帳」を作成している。この台帳は、「名称・台(基)数・取得年月日・取得金額・備考」を記載する形式となっており、当該台帳の他に物件ごとの明細書がある。

過去に撤去した機械装置については除却リストが作成されており、個々に把握することができるが、設備台帳は除却の都度、当該設備の取得価格を修正していない。したがって、設備台帳上の取得価格は取得時の価格のままとなっている。

(改善策)

設備台帳は船橋市財務規則第168条第2項の補助簿に該当し、同条第1項にしたがって、設備を除却する都度、取得価額の修正を行う必要がある。

エ．工作物台帳について

北部清掃工場には工作物に該当する門扉・塀・舗装等があるが、工作物台帳は作成されていない。

(改善策)

工作物については、船橋市財務規則第168条にしたがって、工作物台帳を作成する必要がある。

清掃センター

ア．土地台帳について

次の土地は台帳の取得価格が「分筆による」と記載されているだけで、金額が記載されていない。

町名	番地	地目	地積 (実測)	取得		摘要
				年月日	価格	
東町	896-2	宅地	m ² 1,442.32	15.6.13	分筆による	

(土地台帳より作成)

(改善策)

上記土地は、船橋市財務規則第168条及び第169条にしたがって、取得価格を土地台帳に記載する必要がある。

イ．工作物台帳について

清掃センターには工作物に該当する門扉・塀・舗装等があるが、工作物台帳は作成されていない。

(改善策)

工作物については、船橋市財務規則第 168 条にしたがって、工作物台帳を作成する必要がある。

南部清掃工場・再資源化施設

ア．土地台帳について

次の土地は千葉県企業庁から寄附によって取得したものであるため、取得価格が記載されていない。

町名	番地	地目	地積 (実測)	取 得		摘要
				年月日	価格	
潮見町	38	雑種地	32,997 ^{m²}	60.3.31		

(土地台帳より作成)

(改善策)

上記土地は、船橋市財務規則第 168 条及び第 169 条第 5 号にしたがって、見積価格を土地台帳に記載する必要がある。

イ．建物台帳について

建物台帳に記載されている建物は、附属設備が建物に含めて記載されており、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容は把握できないようになっていた。

(改善策)

台帳に記載されている建物は、躯体だけでなく附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価格を記載した台帳もしくは補助簿を整備すべきである。

ウ．設備台帳について

南部清掃工場・再資源化施設には機械装置等があるが、北部清掃工場のように船橋市財務規則第 168 条第 2 項にしたがった「設備台帳」が作成さ

れていない。個々の機械装置は管理台帳によって管理されているが、この台帳は取得年月日や取得価格等が記載されていないため、第 168 条に規定する財産台帳の記載要件を充足しているとは言えない。

(改善策)

機械装置等については、船橋市財務規則第 168 条の記載要件を具備した設備台帳を作成する必要がある。

エ．工作物台帳について

南部清掃工場・再資源化施設には工作物に該当する門扉・塀・舗装等があるが、工作物台帳は作成されていない。

(改善策)

工作物については、船橋市財務規則第 168 条にしたがって、工作物台帳を作成する必要がある。

クリーン推進課

ア．土地台帳について

次の土地は台帳に取得価格が記載されていない。

名称	町名	番地	地目	地積 (実測)	取得		摘要
					年月日	価格	
再生センター	金杉町	915-1	宅地	1,484.38 m ²	48.3.10	円	
倉庫及び環境指導員待機連絡所	三山7丁目	199-2	宅地	252.76	53.12.19		
余熱利用施設用地	大神保町	1359-12	山林	68.10	8.10.11		
	小野田町	1373-3	山林	351.19	8.10.11		
	小野田町	1373-9	山林	293.08	8.10.11		
	小野田町	1373-10	山林	30.13	8.10.11		
旧西浦事業所	西浦1丁目	17-4	雑種地	1,573.00	48.6.21		

(土地台帳より作成)

また、船橋市内のごみ収集ステーションと呼ばれるごみ収置場所は、住宅やマンションの開発業者から寄附によって市に帰属した土地であるため、すべて台帳に取得価格が記載されていなかった。

(改善策)

上記土地は、船橋市財務規則第168条及び第169条にしたがって、取得価格を土地台帳に記載する必要がある。

(2) 建物の登記について

クリーン推進課・北部清掃工場・焼却残渣リサイクルプラント・南部清掃工場・再資源化施設・清掃センターの建物は、登記されていない。

(改善策)

船橋市財務規則第166条第3項にしたがって、建物について登記を行う必要がある。

(3) 行政財産の使用許可について

北部清掃工場敷地内には前処理としての破碎選別処理施設の用地がある。当該用地では市から「粗大・不燃ごみ分別業務」を委託された㈱大谷商事が破碎業務を行っている。

同社は、当初、市の東町事業所(焼却場)に隣接する場所でその業務を開始したが、その後、数次にわたる移転を強いられ、事業場用地の確保ができなくなり、平成8年4月に北部清掃工場敷地内にある同工場の建替用地に移転することになり、そこに、同社は破碎選別施設を建設し、これを市に賃貸することになった。

なお、この施設の賃貸契約は、北部清掃工場の建替時までの暫定的なものとなっている。

㈱大谷商事の破碎選別施設の用地の使用については、平成8年4月から現在に至るまで、市は船橋市財務規則第174条の3・第174条の4・第174条の5(行政財産の使用許可)及び第175条(使用料の減免)にしたがい、㈱大谷

商事に無料で使用することを許可してきた。

すなわち、平成 8 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までは、市が(株)大谷商事に対して行政財産使用許可書を発行して、その使用許可を与えるとともに、使用料の免除を行っていた。また、平成 12 年 4 月 1 日以降は、船橋市財務規則第 165 条第 1 項第 1 号に準じた取扱いをし、北部清掃工場がクリーン推進課に使用許可書を発行するという形式の下で(株)大谷商事に実質的な使用許可を与えるとともに使用料の免除を続けて現在に至っている。

当該用地は(株)大谷商事によって舗装され、同社の破碎設備が設置されている。市は同社と施設賃貸借契約を締結しており、平成 15 年度は同社に 15,989 千円の賃借料を支払っている。この他、同社には粗大・不燃ごみ分別業務を委託し、平成 15 年度は 232,785 千円の委託料を支払っている。

(改善策)

当該用地は市の行政財産であり、これを(株)大谷商事が無償で使用していることから、市と同社の間で船橋市財務規則第 174 条の 3・第 174 条の 4・第 174 条の 5 及び第 175 条にしたがった手続を、毎年実施しなければならない。

(意見)

(株)大谷商事は市から破碎設備の賃貸料を年間で 15,989 千円收受する一方で、無償で市の土地を使用している。このような現状の取引実態は経済合理性に反していると言わざるを得ない。したがって、市が同社に当該用地の使用を許可する場合は、船橋市財務規則第 175 条を適用せず、同社より適切に使用料を徴収する必要があると考える。

(4) 再生センターについて

業務委託契約について

市が収集した粗大ごみの一部は、市から業務を委託された(財)船橋市環境公社(以下「公社」という。)が修理し、再生センターで展示販売されている。平成 15 年度の当該委託業務の委託料は 1,699 千円である。

当該業務の大半は、公社から業務の再委託を受けた船橋市有価物回収協同

組合（以下「組合」という。）によって行われている。公社においては臨時職員 2 名（委託費は 1 名分）が自転車の修理等を行っている。なお、公社は組合に対し、売上代金の 97% を業務委託料として支払っている。

市と公社の間で締結された業務委託契約書には、再生品の売上代金に関する規定がない。一方で、公社と組合の間で締結されている業務委託契約書には、再生品の売上代金の取扱いが規定されており、売上代金は全額、公社の指定口座に振り込まれている。実際は、売上代金の 97% が業務委託料として公社から組合に支払われるため、公社は売上代金の 3% を当該契約によって収受していることになる。したがって、公社は市から業務委託料を収受するほか、再委託先の組合からも売上代金の 3% 相当額を収受している。

（意見）

再生センター運営管理に関する現在の契約は、公社が市から業務委託料を収受すると同時に再委託先の組合からも売上代金の 3% を収受する形態となっており、公社が二重に収益を得ている。このような契約形態は経済合理性に反すると考える。また、公社は組合に対し、業務委託契約によって再生品の販売と再生品の製作（粗大ごみの修理）を再委託していながら、自社において臨時職員 2 名（委託費は 1 名分）を雇い自転車の修理等を行っており、業務の無駄が生じている。

このような不合理な契約形態を解消するためには、実質的な業務をほとんど行っていない公社を契約当事者から除外し、市が再生センターの管理運営業務を直接組合に委託する必要があると考える。

現金管理と在庫管理

現在、再生センターの修理品や展示品は、継続した受払管理と定期的な棚卸が実施されていない。したがって、盗難等が生じてもその事実が発覚しない可能性が高い。

また、売上金は組合において売上一覧とともに管理され、翌月に組合から公社へ販売報告書が提出されている。しかし、再生センターに公社担当者は常駐しておらず、売上高と現金の管理状況を検査していない。現状では組合

の現場職員に現金管理を一任しているため、不正が生じても分からない仕組みとなっている。

(改善策)

修理品や展示品は販売目的で保有しているため、船橋市財務規則上の物品には該当しないが、生産物に該当することから金額的に重要なものに限定して、継続的な受払管理と定期的な棚卸を実施する必要がある。

また、現金管理は不正が生じないように、公社担当者が日々検査する必要がある。

再生品の販売について

再生センターは幹線道路から少し離れた場所にあり、市民にもあまりその存在が知られていない。再生品は粗大ごみから再生されたものであるため、品揃えが不十分であり、来客数も少ない。再生品の日々の売上高は数万円程度である。

(意見)

近年、民間の中古品販売業が発達しており、一般の消費者は民間業者の店舗に足を運ぶ機会が多くなっている。したがって、立地条件が悪く、品揃えが不十分な現状の再生センターは、民間業者と比べて圧倒的に不利であり、手間を掛けて修理した再生品がセンターを通じて再度消費者に利用される機会は低いと言わざるを得ない。今後は、市のホームページを利用して再生品のインターネット販売を実施するなど、再生品のアピールと販売努力を進める必要があると考える。

(5) 遊休資産について

温水プール等の建設について

平成 14 年 7 月 29 日に市と船橋市北部清掃工場問題対策会議との間で、「船橋市北部清掃工場の公害防止に関する協定書」が締結されている。この協定書には次のような規定がある。

(環境整備、利便施設等)

第 10 条 甲(市)は工場周辺の環境整備のため、緑化に十分配慮する。

2 甲は住民の利便施設(温水プール等)の建設にあたっては、平成 12 年 6 月 7 日付「北部清掃工場余熱利用施設の建設について」を尊重し、平成 15 年度には全体計画に着手するよう努力する。

(以下、省略。)

市はこの協定書に基づき、余熱利用施設の建設を計画しているが、市の財政が逼迫していることから、現在も施設の基本設計に着手できていない。ただし、市は次のように建設用地を既を取得している。

(単位:千円)

所在	地番	地目	公簿地積 (m^2)	取得年月日	取得価格
大神保町	1360-1	山林	10,483.00	8.10.11	340,127

(土地台帳より作成)

なお、当該協定書第 10 条についてはその法的解釈を市の顧問弁護士に問い合わせたところ、施設建設に対する法的義務はないとの回答を得た。

しかし、市は財政上の理由で余熱利用施設の建設が延期されていることで、長期にわたり地域住民に対する約束が守られずにいることの道義的責任はあると認識しており、全体計画の策定や北部清掃工場の建替え計画に合わせて、余熱利用施設の建設を実現できるよう努力していきたいとの見解を示している。

(意見)

余熱利用施設は法的に建設する義務がないが、市は既に用地を取得しており、道義的責任から施設を建設する方針を取っている。しかし、大型施設の建設には、膨大な費用がかかり、長期間にわたって市財政に大きな影響を与えるため、将来の施設の利用者数やランニングコスト等を的確に予測し、建設の可否を決定する必要があると考える。なお、仮に建設するとした場合で

も、建設及びランニングコストの切り下げに最大限の努力をし、市財政への影響を少しでも軽減するような方策を講ずべきである。

再資源化施設

ごみの焼却によって発生する飛灰から骨材を製造する施設として、飛灰前処理工程機械設備が平成 11 年 3 月に導入されたが、現在休止している。当該機械の取得価格は 152,880 千円である。

当該設備は、北部清掃工場が発生する飛灰のうち、日量 3 トン分を受け入れて骨材を製造していた。しかし、平成 11 年 7 月 16 日にダイオキシン類対策特別措置法が公布されたことから、北部清掃工場において活性炭入消石灰を使用してダイオキシン類の対応を図ったところ、飛灰中に含まれる活性炭の燃焼熱の影響で設備に支障が生じてしまったため、飛灰の骨材化を断念せざるを得なくなった。この結果、当該設備は平成 12 年 12 月から稼働を休止している。

再資源化施設の導入から休止に至るまでの経緯を時系列で示すと次のとおりとなる。

平成 4 年 9 月	船橋市・(株)荏原製作所・三井不動産建設(株)の三者で共同開発を行い、焼却灰を無害化し建設骨材として利用できる技術を確立。
平成 7 年 9 月	焼却灰再資源化施設基本計画を作成。
平成 8 年 7 月	最終整備計画書を作成。
平成 9 年 4 月	廃棄物処理施設整備国庫補助を受ける。
平成 9 年 9 月	建設工事着工する。
平成 11 年 3 月	建設工事竣工する。
平成 11 年 7 月	環境庁通達ダイオキシン類対策特別措置法公布。
平成 12 年 4 月	ダイオキシン対策のため活性炭入高反応型消石灰の使用を開始する。
平成 14 年 12 月	環境庁通達ダイオキシン類対策特別措置法施行。

(市資料より)

今後、当初計画のとおり飛灰の処理を行うには、設備改善のためのコストとスペースが必要になり、維持管理費も増加するため、市は当該設備の再稼働が困難であると考えている。

(意見)

設備導入の意思決定や国庫の補助・工事着工の時期は、ダイオキシン類対策特別措置法の公布時期以前である事を勘案すると、当該設備が休止状態となったのは止むを得ないと考える。ただし、今後はこのような事例が生じないように、設備導入に当たっては常に国の方針に関する情報を収集し、事業計画決定後でも状況に応じて計画の変更や中止を検討して、市の財政に与える損失を最小限に止める必要があると考える。

当該設備については、今後、可能な限り当該設備を効率的に再稼働させる方法を検討し、再稼働が不可能と判断された場合は、速やかに設備を除却する必要があると考える。

旧西浦事業所

旧西浦事業所は焼却場であったが、南部清掃工場等が稼働したことにより、平成3年に休止した。当該施設は西浦下水処理場に隣接し近隣には民家がほとんどないため、現在も建物は取り壊されずに廃墟のような状態で残されている。当該建物の取得価格は970,382千円である。また施設用地の取得価格は、土地台帳に金額の記載がないため不明である。当該施設はかつて焼却場であったことから、ダイオキシンによる環境への影響がないかどうかを確認する必要があるが、市はその調査を実施していない。

当該事業所は今後取り壊し、その跡地に容器包装分別梱包施設を建設するという案が浮上している。この施設は、ごみの大半を占めるプラスチックと紙の容器を回収・圧縮し、容器包装リサイクル法によりメーカーが設立したりリサイクル協会にそれらを無料で引き取らせることを前提として建設されるものである。ただし、旧西浦事業所の解体と新施設の建設に係る事業費は今後補助金の対象となる可能性があることや、当該施設の建設による焼却灰減量効果の試算等を詳細に検討する必要があるなどの理由から、この構想は現段階では案に止まっている。

(意見)

当該施設は南部清掃工場等の稼働によって休止したため、現在遊休状態に

あることは止むを得ないと考える。また、今後の活用方法についても、ごみに関する法令等の動向や将来の試算を検討する必要があることから、現在、方針が確定していないと考えられるため、市の現在の対応は止むを得ないと考える。ただし、当該施設のダイオキシン調査は周辺環境への影響があるため、早急を実施すべきであると考え。また、倒壊による事故等が発生しないように、施設が管理されなければならないと考える。

(6) 焼却残渣リサイクルプラントと再資源化施設について

骨材の生産について

焼却残渣リサイクルプラントと再資源化施設における焼却灰搬入量・骨材生産量・不燃（残渣・飛灰）量・水分蒸発量等を示すと次のようになる。

（焼却残渣リサイクルプラント）

（単位：t・％）

年 度	焼却灰 搬入量①	骨材生産量 ②	不燃（残渣・ 飛灰）量	再生 業者へ	製品歩留率 ②/①
平成 13 年度	2,868.45	2,144.69	701.60	22.16	74.8
14 年度	2,487.88	1,737.36	733.76	16.76	69.8
15 年度	2,555.77	1,542.78	1,001.04	11.95	60.4

（市資料より）

焼却残渣リサイクルプラントでは、A・B・C 三種類の製品が生産されていた。しかし、B・C 製品は環境に対する安全性の基準値を超過する鉛等が検出されたことから、平成 15 年度では A 製品のみが生産された。その結果、平成 15 年度は、製品歩留率が低下している。

当該施設では、ごみに含まれる残渣の種類（金属類やガラス、瀬戸物、石等）や混入量が一定しないため、製品の歩留管理は特に行われていない。代わりに施設の運転時間を管理し、故障停止の防止等により生産向上が図られている。

なお、当該施設と同種の施設を運転している自治体はないため、他自治体との歩留率の比較は行われていない。

(再資源化施設)

(単位:t・%)

年 度	焼却灰 搬入量①	骨材 生産量②	不燃(残渣・ 飛灰)量	水分 蒸発量	製品歩留率 ②/①
平成13年度	5,178.65	2,251.82	1,883.87	1,042.96	43.5
14年度	6,201.29	2,566.97	2,288.81	1,345.51	41.4
15年度	6,010.47	2,201.25	2,478.14	1,331.08	36.6

(市資料より)

製品歩留率が年々低下しているが、これは可燃ごみの中に残渣となるごみが多く含まれるようになったためであると市は考えている。特に事業系ごみは家庭ごみのような半透明の指定袋がなく、残渣となるごみを可燃ごみに混入してしまう割合が高いと市は推測している。

当該施設では、ごみの組成に関して変動が少ないことや、ガラ(製品不適物)発生量が多いことを理由に、製品の歩留管理は特に行われていない。また、当該施設は焼却灰を無害化し建設骨材とする技術を確立した全国で初めての施設であるため、他自治体との歩留率の比較は行われていない。

(意見)

上記の残渣や飛灰は最終的に処分場に搬入されるため、製品の歩留率を高め、最終処分となる焼却灰等を極力減らす必要があると考える。特に再資源化施設は不燃(残渣・飛灰)量が年々増加しているため、事業系ごみの分別を徹底させる対策を早急に実施しなければならないと考える。

骨材在庫について

焼却残渣リサイクルプラントと再資源化施設で生産される骨材は、市庁内で公共工事等に使用される骨材と(財)船橋市環境公社を通して市庁外に販売される骨材に大別されるが、前者は船橋市財務規則第187条第1項第3号の原材料品となり、後者は「生産品」となり同条の原材料品には該当しないとの説明を市より受けた。現在、骨材生産については各施設で日報・月報が作成され、生産量・残数量等が把握されている。

原材料品に該当する骨材は、船橋市財務規則第208条第1項にしたがった原材料出納簿を作成しなければならないが、実際には作成されていない。

(改善策)

原材料品に該当する骨材は、各施設の月報を基にして船橋市財務規則第208条第1項にしたがった原材料出納簿を作成する必要がある。

(意見)

現在、生産物は船橋市財務規則において何ら管理規定が設けられていないため、出納簿等を作成しなくても合規性違反にはならない。しかし、生産物は物品と同様に市の財産であり、物品と同様の管理が求められるべきである。船橋市財務規則に生産物に関する管理規定を設ける必要があると考える。

(7) 基本計画について

市は、平成9年度に「船橋市一般廃棄物処理基本計画」を策定しているが、その後は基本計画の更新が行われていない。平成9年度当時と比較すると、ごみを取り巻く環境は質的・量的に大きく変化しており、計画の骨子となるごみ排出量の将来予測等に関する基礎数値や、資源循環型社会の推進・ごみ排出抑制等の基本政策、遊休資産の活用方法等について、当時の計画を更新する必要性が生じている可能性がある。市はこのような状況を踏まえて、平成16年度に入り「ごみ処理プロジェクト」を立ち上げており、このプロジェクトを通して、今後の基本計画を策定する予定である。

なお、「船橋市ごみ処理事業の概要 6. 今後の事業計画」に記載したとおり、平成30年度までの概ねの計画は次のとおりとなっている。

事業名
容器包装分別梱包施設建設事業
リサイクルプラザ建設事業
粗大・不燃ごみ破碎選別処理施設建設事業
余熱利用施設建設事業
北部清掃工場建替建設事業
南部清掃工場建替建設事業

(市資料より)

(意見)

計画の策定について

市はごみ処理事業の現状を踏まえて、一般廃棄物処理基本計画を今後の

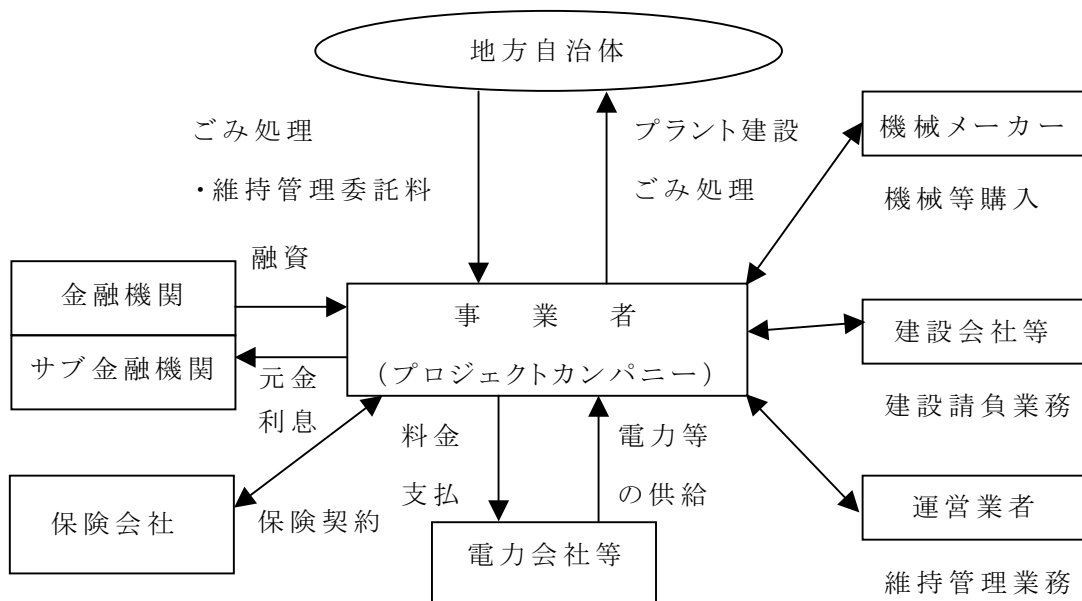
中長期的な方針となるように適切に更新する必要がある。特に施設整備には多額の資金が投入される見込みであることから、将来のごみ排出量等を的確に捉えて計画を策定し、無駄のない施設整備を進める必要があると考える。また、廃棄物に係る法令等は頻繁な改正が予想されるので、法令改正に対し柔軟な対応が図れるように施設整備計画を策定する必要があると考える。

民間事業者の活用について

納税者である市民にとって、上記の大規模な施設整備は少ない支出で同じ公共サービスが提供されるほど価値が高いものとなる。つまり財政支出の価値が上がり、VFM (Value for Money) が高まるということなる。

近年では、この VFM を高めるために公共事業の分野において PFI 事業化をすすめる地方自治体が増えてきており、現にごみ処理事業においてもいくつかの事例が紹介されている。具体的な PFI 事業例を図示すると次のようになる。

ごみ処理事業における PFI 事業例



上図のように PFI が導入されると、事業者であるプロジェクトカンパニ

ーが多額の建設資金を民間金融機関等から調達し、施設建設から運営に至るまでの事業を行うこととなる。この方式を採用すると民間業者（プロジェクトカンパニー）が多額の建設資金を民間金融機関等から調達するため、船橋市の財政負担の軽減が図られるとともに、従来のように業務の一部を民間事業者へ委託する方式から、事業の設計・建設・維持管理を民間業者（プロジェクトカンパニー）に請け負わせることになり、事業の総コストを削減できる。また、余剰熟等の効率的な活用にも民間企業の創意工夫が期待できると考えられる。

施設整備に当たっては、市民にとってのVFMを高めるために、計画段階において独自建設事業とPFI事業の費用対効果を検討し、最良の手法を策定することが望まれる。

5. 人件費について

(1) 退職に係る特別昇給について

概要については、「下水道事業 監査の結果及び意見 9. 人件費について (1)退職に係る特別昇給について」を参照のこと。

なお、ごみ処理事業における退職に係る特別昇給支給額は次のとおりである。

退職に係る特別昇給支給額

	平成15年度 退職者数	うち、特別昇 給対象者	特別昇給 支給額	1人当たり 平均支給額 /
市全体	190人	143人	70,217千円	491千円
うち、 ごみ処理事業	9人	9人	3,437千円	382千円

(市資料より)

(意見)

国の動向や市職員を取り巻く外部環境の変化、市の財政状態を勘案し、当該制度を廃止する方向で検討することが望まれる。

(2) 特殊勤務手当について

概要については、「下水道事業 監査の結果及び意見 9. 人件費につ

いて (2)特殊勤務手当について」を参照のこと。

なお、平成 15 年度に支給されたごみ処理事業における特殊勤務手当は次のとおりである。

ごみ処理事業における特殊勤務手当(平成 15 年度)

特殊勤務手当の名称	上段:支給金額 下段:支給人数	根拠規則
清掃手当	19,609 千円	特殊勤務手当の支給に関する規則 第 10 条第 3 号 ア、イ 支給額:500 円/日～ 530 円/日
	37,902 人	
大型特殊自動車等運転手当	60 千円	同規則 第 16 条 支給額:150 円/日
	401 人	
特殊業務手当(日曜業務)	871 千円	同規則 第 17 条第 1 号 支給額:1,500 円/回
	581 人	
特殊業務手当(土曜業務)	5,396 千円	同規則 第 17 条第 2 号 支給額:1,000 円/回
	5,396 人	
特殊業務手当(深夜業務)	2,145 千円	同規則 第 17 条第 3 号 支給額:1,500 円/回
	1,430 人	
特殊業務手当(年末年始)	2,148 千円	同規則 第 17 条第 5 号 支給額:6,000 円/回
	358 人	
保健保育手当(看護師)	32 千円	同規則 第 5 条第 1 号 支給額:2,700 円/月
	12 人	
管理責任手当	192 千円	同規則 第 19 条第 1 号、2 号 支給額:4,000 円/月
	48 人	
技術研究手当	26 千円	同規則 第 25 条第 2 号 支給額:2,200 円/月
	12 人	
ごみ処理事業合計	30,481 千円	

(市資料より)

(注 1) 支給金額及び支給人数は、北部清掃工場、南部清掃工場及び清掃センターにおいて従事する職員を対象としたものである。

(注 2) 支給人数は年間支給者の延べ人数である。

(清掃手当)

清掃手当については、ごみの収集や焼却に直接従事した職員に対して支給が行われる(「特殊勤務手当の支給に関する規則」第 10 条第 3 号)。なお、「直接従事」の意味は、特段規則等で明記されておらず、下水道事業と同様、過去の経緯等に基づき慣行で判断されている。ごみ処理事業においては、清掃センターに従事している職員が、ごみ収集運搬車でごみの収集を行った場合に支給さ

れるほか、清掃工場にて運転管理に携わっている中央監視室従事の職員に対しても支給されている。また、庶務係や技術管理に携わる職員が、炉に入り、整備の立会いを行った場合やフォークリフトに乗りごみを片付ける等の作業を行った場合は、実際の作業時間に基づき、清掃手当が支給されている。この支給方針については、北部清掃工場及び南部清掃工場ともに共通である。

(特殊業務手当)

特殊業務手当とは、特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当である(「特殊勤務手当の支給に関する規則」第 17 条)。ごみ処理事業においては、下水道事業と同様、清掃工場における日曜、土曜勤務が常態化している職員や、正規の勤務時間に深夜勤務が含まれている職員、年末年始に業務に従事した職員に特殊業務手当が支給されている。なお、特殊業務手当は重複支給が認められている。たとえば、日曜業務が常態化している職員が、日曜日に正規の勤務時間として深夜勤務を実施した場合、日曜業務と深夜業務の両方に対して、特殊業務手当が支給される。また、そのほかに、特殊勤務手当とは別に、夜間勤務手当(正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に対して支給される手当)として、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間当たりの給与額に 25 / 100 を乗じた金額が支給される。

(意見)

特殊勤務手当の見直しを検討することが望ましい(「下水道事業 監査の結果及び意見 9 . 人件費について (2) 特殊勤務手当について」を参照のこと)。

(3) 調整手当について

「下水道事業 監査の結果及び意見 9 . 人件費について (3) 調整手当について」を参照のこと。

(4) 北部清掃工場と南部清掃工場の比較について

北部清掃工場と南部清掃工場の施設及び組織の概要、業務別職員数及び業務

別外部委託の状況を比較すると次のとおりとなる。

施設及び組織の概要

	北部清掃工場	南部清掃工場
完成時期	平成 4 年 3 月	平成元年 8 月
総工費	約 61 億円	約 93 億円
焼却能力	435t／日(145t／日×3基)	375t／日(125t／日×3基)
焼却炉	流動床式	全連続燃焼式
人員	市職員 35 人 (うち、再任用 2 人) 委託職員 44 名	市職員 27 人 (うち、再任用 2 人) 委託職員 60 名
組織	工場長、工場長補佐、 庶務係 7 人、業務一係 11 人、 業務二係 15 人	工場長、 補佐(事務、機械)2 人、 副主幹、庶務係 5 人、 業務係 18 人
再資源化 施設	焼却残渣リサイクルプラント	焼却灰再資源化施設
	平成 6 年 3 月完成	平成 11 年 3 月完成
	焼却不燃物を再利用して骨材 製品を製造	焼結固定化方式による焼却灰 の無害化及び再生骨材の製造

(市資料より)

(注) 人員は、平成 16 年 4 月 1 日現在のものである。

業務別職員数及び業務別外部委託の状況

業務内容	北部清掃工場			南部清掃工場		
	市職員	残業時間	再雇用	市職員	残業時間	再雇用
受付業務 (搬入受付)	市職員	—	—	市職員	—	—
	残業時間	—	—	残業時間	—	—
	再雇用	—	—	再雇用	—	—
	委託契約	2人：中央監視に含む		委託契約	2人：中央監視に含む	
ピット搬入	市職員	—	—	市職員	—	—
	残業時間	—	—	残業時間	—	—
	再雇用	—	—	再雇用	—	—
	委託契約	3人：12,600千円		委託契約	6人：中央監視に含む	
クレーン処理	市職員	—	—	市職員	—	—
	残業時間	186時間	—	残業時間	—	—
	再雇用	臨時雇用2名 (第1ピットクレーン)	—	再雇用	—	—
	委託契約	中央監視に含む (第2ピットクレーン)		委託契約	中央監視に含む	
焼却灰、飛 灰及び残渣 取り出し	市職員	1人(残渣取り出し)	—	市職員	—	—
	残業時間	149時間	—	残業時間	—	—
	再雇用	—	—	再雇用	—	—
	委託契約	—(搬出は別途業者)		委託契約	焼却灰、飛灰(中央監視に含む) (搬出は別途業者)	
中央監視 (焼却設備運 転管理)	市職員	8人	—	市職員	8人	—
	残業時間	1,362時間	—	残業時間	110時間	—
	再雇用	—	—	再雇用	—	—
	委託契約	36人：271,845千円		委託契約	36人：303,975千円	
再資源化 運転委託	市職員	2人(夜間のみで中央監視に含む)	—	市職員	2人(中央監視に含む)	—
	残業時間	—	—	残業時間	—	—
	再雇用	—	—	再雇用	—	—
	委託契約	3人(昼のみ) 20,160千円		委託契約	16人 91,350千円	
場内整備	市職員	6人(クレーン担当2名)	—	市職員	1人	—
	残業時間	456時間	—	残業時間	2時間	—
	再雇用	—	—	再雇用	—	—
	委託契約	—	—	委託契約	—	—
庶務 (料金徴収)	市職員	9人(うち管理職3人)	—	市職員	9人(うち管理職4人)	—
	残業時間	56時間	—	残業時間	8時間	—
	再雇用	—	—	再雇用	—	—
	委託契約	—	—	委託契約	—	—
設備維持 管理	市職員	10人	—	市職員	9人	—
	残業時間	1,355時間	—	残業時間	114時間	—
	再雇用	—	—	再雇用	—	—
	委託契約	—	—	委託契約	—	—
計	市職員	34人(管理職3人)	—	市職員	27人(管理職4人)	—
	残業時間	3,564時間	—	残業時間	234時間	—
	再雇用	臨時雇用2人	—	再雇用	—	—
	委託契約	44人：304,608千円		委託契約	60人：395,325千円	

(市資料より)

(注1)人員は、平成15年4月1日現在のものである。

(注2)残業時間は平成15年度実績である。

(注3)委託契約に係る人数及び金額は平成15年度実績である。

(ピット搬入)

搬入口は、北部清掃工場で7門、南部清掃工場で6門である。業務委託の内容は、車両誘導、ドア開閉、プラットホーム清掃、洗車場清掃及び破砕であり、業務時間及び人員配置は次のとおりである。

ピット搬入の業務時間及び人員配置

	北部清掃工場	南部清掃工場
業務時間	午前8時45分から 午後5時15時まで	午前8時30分から 深夜00時まで
人員配置	常時3人配置	常時3人配置 (2交代勤務)

(クレーン処理)

ピットは、北部清掃工場で2ピット(第1ピット及び第2ピット)、南部清掃工場で1ピットである。

北部清掃工場における第1ピットのクレーン2台については、午前8時45分から午後5時15分までは、臨時雇用職員が運転管理を行っている。それ以降の時間については、場内整備員のうちクレーンの運転資格保有者(2人)による残業等に対応している。第2ピットでは、クレーン1台が24時間体制で稼働しているが、運転管理は外部委託されている。

南部清掃工場では、クレーン2台が24時間体制で稼働しているが、運転管理は外部委託されている。

(残渣取り出し)

北部清掃工場においては、ホッパからの残渣を仮置き場まで運搬する業務を、市職員1人により行っている。なお、24時間体制であるため、夜間については、中央監視の職員により対応している。当該業務は、日中は1日2回合計3時間程の作業であるため、日勤職員は、それ以外の時間において、中央監視業務の補助を行っている。

南部清掃工場では、搬出業者が残渣を回収しているため、市職員人件費は発生していない。

(中央監視)

北部清掃工場、南部清掃工場ともに、1班2人の4班体制(計8人)により、24時間体制の監視を行っている。また、北部清掃工場においては、このほかに、先に述べた残渣取り出し業務に係る職員がシフトに組み込まれている。

北部清掃工場では、南部清掃工場に比べ年間残業時間が多い。市担当者によれば、原因の一つとして、シフト予定表を作成するに当たって、各職員の休暇希望等が反映されていないため、シフト上の出勤日に公休がとられる結果となり、その穴埋めとしてシフト外の職員が勤務することにより、時間外労働が発生しているのではないかとのことである。また、南部清掃工場に比べ、職員の高年齢化が進んでいることを原因として、夜勤労働が敬遠されることが多く、シフト上の夜勤日に公休をとる傾向があると思われる。

これに対し、南部清掃工場では、シフト上の夜勤日には、可能な限り公休を取らないという意識が根付いており、公休は日勤日に取られることが多い。日勤で欠員が生じた場合は、技術管理の職員により対応するため、欠員補充は発生せず、シフト外の職員が業務を行うことによる時間外労働も生じないこととなる。

(再資源化運転委託)

北部清掃工場内の焼却残渣リサイクルプラントは、午前8時45分から17時45分までの間、運転が行われるが、工程の一部については、24時間体制で運転が行われている。日中は、外部委託業者3人により運転管理が行われているが、夜間については、中央監視に係る職員が対応している。

南部清掃工場内の焼却灰再資源化施設は、24時間稼働しており、外部委託業者により、日中は7人、夜間は3人体制により運転管理が行われている。

(場内整備)

北部清掃工場における場内整備に係る職員6人の内訳は、次のとおりである。

一人別場内整備業務の内容

職 員	業務内容
A	敷地内の草取り、植栽管理、建物外清掃
B	クレーン運転、施設内の簡易な補修や設備機器等の修繕、骨材搬送のため車輜系運搬機械の運転
C	クレーン運転、施設内の簡易な補修や設備機器等の修繕、骨材搬送のため車輜系運搬機械の運転、職員送迎
D	施設内のペンキ塗りや雨漏り補修
E	施設内の電気設備工事や電気設備機器の修繕、磁性物積み込みのため車輜系運搬機械の運転
F	骨材搬送及び磁性物積み込みのため車輜系運搬機械の運転、職員送迎、施設内の簡易な補修や設備機器等の修繕
	(計 6 人)

南部清掃工場においては、1人が敷地内の草取り、植栽管理を行っているが、簡易な施設内の修繕については、管理棟の維持管理業者が無料で行っており、それ以外の修繕については、個別に外部発注することで対応している。

北部清掃工場場で場内整備に係る残業時間が多いのは、クレーン処理を行う職員2名が、第1ピットのクレーン及びローダの月例点検立会を日曜日に行っているためである。

(庶務)

南部清掃工場では、職員5名(管理職を除く)のうち1名について、平成16年度より再任用となり、週3日の勤務となっている。市担当者によれば、現状の人員で業務は円滑に行われているとのことである。

南部清掃工場に比べ、北部清掃工場の市職員数(管理職除く)が多いのは、北部清掃工場に搬入される粗大ごみに係る受付・料金徴収業務に人員が配置されているためである。

(設備維持管理)

北部清掃工場での残業時間が、南部清掃工場に比べ多いのは、北部清掃工場では日曜日に、工事・点検・整備に係る立会が行われているためである。

(意見)

北部清掃工場と南部清掃工場の業務別職員数及び業務別外部委託の状況を比較すると、以下の特徴がある。

北部清掃工場では、南部清掃工場と比較して、各業務に多くの市職員

を配置している。

北部清掃工場では、南部清掃工場と比較して、年間残業時間が多い。再資源化運転委託に係る外部委託を除くと、北部清掃工場と南部清掃工場の委託業者の人数及び委託金額は、ほぼ同水準である。

規模や焼却能力の相違により、一概に比較はできないが、各個人の業務内容の見直しや業務の実施方法及び管理方法の改善を図ることにより、業務の効率化を図ることが可能であると考ええる。

特に、北部清掃工場については、具体的に、以下の点について、検討を行うことが望まれる。

第1ピットのクレーンに係る運転管理の外部委託化を図る。

場内整備に係る業務内容の見直しを図る。南部清掃工場と同様、施設の維持修繕に係る業務は、日々発生するわけではないため、その規模等に応じ個別発注により対応する。

中央監視に係る時間外勤務時間について、職員の意識改革やシフト管理の改善による削減を図る。

日曜日に行われているクレーンやローダの整備等の立会いに係る時間外勤務時間について、シフトを工夫することにより、日常業務に取り込む。

日曜日に行われている工事・点検・整備の立会いに係る時間外勤務時間については、と同様にシフトを工夫することにより、日常業務に取り込む。

また、先に述べたとおり北部清掃工場と南部清掃工場では、市職員の年齢構成に偏りが生じているため、同一業務間等で職員の入れ替えを行うなどにより職員構成の均一化を図っていくことが望まれる。

(5) 清掃センターにおける新業務体制について

清掃センターでは、平成16年度より、収集運搬体制の効率化を図る観点から、一台当たりの収集運搬車乗車人数を従来の3名から2.5名体制（原則2

名体制、一部 3 名体制)へと移行している。この新体制への移行に伴い、市では、296 百万円の歳出削減効果が図られたと試算している。

収集運搬体制を新旧比較すると次のとおりとなる。

収集運搬体制の新旧比較

	旧体制 (平成 15 年度まで)	新体制 (平成 16 年度より)	増減
常勤職員	138 人体制	112 人体制	△26 人
非常勤職員	-	18 人体制 (週 4 日勤務で 1 日 12 人勤務体制)	+18 人
車両台数	44 台 2 係制で 1 係 22 台体制	48 台 2 係制で、1 係 24 台体制	+4 台
乗車人数	一台 3 人乗車体制	一台 2 人乗車体制を原則とし、この場合は、2 人とも市職員を配置する。道路が狭く、混雑するエリアについては、一台 3 人体制とし、非常勤職員を 1 人割り当てる。	-
収集回数	1 日で一台中たり 4 回収集を行う。	2 人体制の場合、1 日で一台中たり 3 回収集を行う。 3 人体制の場合、1 日で一台中たり 4 回収集を行う。	-
委託料 (注 4)	-	委託業者 4 社×30,000 千円=120,000 千円の削減	△120,000 千円
【新体制への移行によるコスト削減額】 (△26 人×9,000 千円/人)+(18 人×1,770 千円/人)+(4 台×6,500 千円) +△120,000 千円=△296,140 千円			

(市資料より)

(注 1) 1 人当たりの常勤職員人件費は、職員課が算出した平成 15 年度予算上の職員 1 人当たり給与及び共済費負担金の額によった。

(注 2) 1 人当たり非常勤職員人件費は、週 4 日勤務を前提とした場合の年額である。

(注 3) 常勤職員及び非常勤職員の増減数は平成 16 年度実績によっている。

(注 4) 委託料削減額は、清掃センターにおいて旧体制の 3 人体制から新体制の 2.5 人体制へ移行したこととあわせて、市の南部地区における収集運搬を担当する委託業者 4 社に対して実施した委託料算定上の基礎となる収集運搬人員の削減要求によるものである。

上記のとおり、平成16年度より清掃センターにおける業務運営体制は大幅に変更されたが、市担当者によると、平成16年4、5月には、新体制への移行による業務遂行上の混乱が見られたものの、6月以降は落ち着きを取り戻しているとのことである。

なお、業務運営体制の変更による職員の就業時間の状況を時間外就業時間の推移で表すと、次のとおりであった。

平成15年度清掃センター月別時間外一覧（週休分）（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
1,203	1,900	2,176	2,229	601	1,579	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2,868	2,956	3,218	2,640	2,880	2,916	27,166

平成15年度清掃センター月別時間外一覧（残業分）（単位：時間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
47	521	704	241	60	82	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
66	223	185	690	129	293	3,241

平成15年度時間外勤務手当金額

種類	時間数(時間)	平均単価(円)	金額(千円)
週休分	27,166	3,117	84,676
残業分	3,241	2,928	9,489
合計			94,166

平成16年度実績（週休分）

4月	5月	6月	7月
1,591	2,174	1,548	1,538

平成16年度実績（残業分）

4月	5月	6月	7月
338	641	247	175

（注1）いずれも市作成資料に基づいている。

（注2）ここでいう「週休分」とは、主にシフト外勤務を理由として発生した休日勤務時間である。

（注3）ここでいう「残業分」とは、正規の勤務時間を超えて勤務したことにより発生した残業時間である。

（注4）時間外勤務手当金額を計算するに当たって使用した「平均単価」は、職員課が算出した職種別平均賃金によっている。

平成 16 年 4、5 月における残業に係る時間外勤務が前年同月比で増加しているが、これは前述したとおり、業務運営体制の変更による影響であると考えられる。6 月以降は減少傾向にあり、前年同月と比較しても低水準で推移しているといえる。

他方、休日勤務に係る時間外勤務時間は、残業に係る時間外勤務時間と同様、6 月以降減少傾向にあり、前年同月と比較しても下回っている。これは、3 人乗車時において非常勤職員が 1 名配置されるようになったことにより、常勤職員のシフト外勤務が減少したためであると考えられる。

しかし、休日勤務に係る時間外勤務時間は、新体制移行後においても月当たり 1,500 時間を上回っており、依然、高水準であることには変わりなく、新体制への移行後も、常勤職員によるシフト外勤務は依然常態化しているのが現状であるといえる。

(意見)

旧体制から新体制への移行により、業務の効率化及びコスト削減に対して一定の成果が得られているものと考えられる。また、体制移行に伴う混乱は比較的早期に解消されており、新体制への移行は円滑に行われたといえる。しかし、勤務体制が大幅に変更された一方で、常勤職員の休日勤務に係る時間外勤務時間は旧体制時から改善されていないといえる。休日勤務に係る時間外勤務時間が発生する主な理由は、シフト制による勤務体系の中で、本来勤務すべき職員が欠勤した場合に、シフト外であった職員が、休日勤務として就業するためである。今回の勤務体制の変更による休日勤務に係る時間外勤務時間の減少は、改善事項として想定されていなかったものと考えられるが、今後改善を行うべき事項として認識することが望まれる。

常勤職員の休日勤務を減らすために、職員の意識改革やシフト管理方法の改善を行っていくことが望ましい。また、新収集運搬体制の下で、新たに非常勤職員の活用が行われているが、より積極的に活用していくことが望まれる。現状は 3 人乗車体制時を除き、非常勤職員はシフトに組み込まれていないが、2 人乗車体制時においても、非常勤職員をシフトに組み込んでいくことを検討することが望まれる。たとえば、シフト上の常勤職員が公休を取ることが事前に

想定される場合には、2人乗車体制時においてもシフト外の常勤職員ではなく、非常勤職員を組み入れていくことが考えられる。これにより、人繰りの幅が広がるばかりでなく、常勤職員の休日勤務を減らすことが可能となり、常勤職員の負担軽減及びコスト削減にもつながるものとする。

なお、非常勤職員のほかに市職員OBを採用することにより上記のメリットを生かしていくことも考えられるため、あわせて検討を行うことが望まれる。

6. その他について

(1) 普通旅費について

平成15年度のクリーン推進課によるごみの最終処分場（秋田県大館市、茨城県北茨城市及び奈良県御所市）への出張について、予算差引簿、市外旅行命令簿及び復命書を閲覧したところ、7月10日の大館市への出張について、予算差引簿では普通旅費48,780円で2名計上されていたが、市外旅行命令簿では48,140円として2名記載されていた。両者間の金額の不一致は、市外旅行命令簿に記入する際、繁忙期ではなく通常期の鉄道賃を誤って記載したことによるものである。なお、支出に際しては職員課及び会計課による内容の検査があるため、正しい金額（48,780円）で支出されている。

（意見）

職員課及び会計課による内容の検査があるため、正しい金額により支出されている。したがって、この金額の不一致による重要な問題は生じてはいないが、市外旅行命令簿の記入に際しては誤記入が生じないように注意するだけでなく、誤記入が生じた場合には適宜修正するよう注意することが望まれる。

(2) 予算実績管理について

清掃センター、北部清掃工場、南部清掃工場及びクリーン推進課の予算と決算の差額分析の状況は次のとおりである。

予算と決算の差額分析の状況

	差額分析の基準	分析結果の文書化を行っているか	文書化に当たっての様式が整備されているか
清掃センター	およそ 100 万円以上としているが、目安であり、明確な基準ではない。	行っていない。	—
北部清掃工場	主な項目としており、明確な基準はない。	行っていない。	—
南部清掃工場	およそ 1,000 万円以上としているが、目安であり、明確な基準ではない。	行っていない。	—
クリーン推進課	主な項目としており、明確な基準はない。	行っていない。ただし、決算額の前年度との増減分析は行われている。	決算額の前年度との増減分析についての様式は担当者個人の裁量に委ねられており、課としての規定はない。

(市資料より)

清掃センター、北部清掃工場及び南部清掃工場については、差額分析の基準があいまいなものとなっている。また、分析結果の文書化を行っていない。このため、異動で担当者の変更があった場合、引継ぎがなされず、分析そのものが実施されない場合や、分析の範囲が担当者によって変わり、差額分析を一定の水準に保つことが難しい場合がある。

クリーン推進課についても、差額分析の基準があいまいなものとなっている。また、決算額の前年度との増減分析を行って文書化しているものの、文書についての様式は担当者個人の裁量に委ねられており、課としての規定はない。

(改善策)

限られた予算の中で最大の効果を得るためには、歳出項目に優先順位をつけ、必要なものとそうでないものとを峻別し、必要なものを要求する姿勢が重要である。そのためには、一定の基準を設け、予算と決算の差額分析を行って必要なものを厳選して予算を要求するとともに、経営成績を正しく捉え、翌年度の予算作成時における削減目標の策定に資する取組みが必要と考える。

また、担当者の異動があっても差異分析の内容が変更されないよう、差異分析の対象範囲やその文書化について課としてのマニュアルを整備する必要があると考える。

7. (財)船橋市環境公社のありかたについて

(1) 公社事業の概要

(社)船橋市清美公社の紙製ごみ袋製造事業を分離し、清掃行政の向上に資するために、昭和49年11月に設立されたが、昭和52年のごみ袋製造中止以降は、市ごみ袋の購入販売業務を独占的に行ってきた。平成10年に市ごみ袋製造販売事業に民間事業者が参入可能となり、ごみ袋の売上が減少するとともに、船橋市から新たな業務を受託し営業している。

(単位:千円)

項目	平成15年度	(参考) 11年度	増減
収入			
ごみ収集用袋販売事業収入	10,973	97,942	△ 86,969
再生品販売事業収入	16,375	8,275	8,099
受託事業収入	36,788	40,970	△ 4,181
補助金収入	15,608	0	15,608
その他収入	3,546	7,710	△ 4,164
合計	83,292	154,899	△ 71,607
支出			
ごみ収集用袋販売事業	8,754	94,647	△ 85,893
再生品販売事業	880	6,447	△ 5,567
粗大ごみ収集電話受付事業	18,717	16,739	1,977
ペットボトル収集事業	10,954	13,650	△ 2,696
リサイクルセンター運営管理事業	3,557	1,917	1,639
再生センター運営管理事業	17,127	3,902	13,225
その他事業費支出	0	5,000	△ 5,000
管理費支出	21,022	10,462	10,560
固定資産取得支出	444	470	△ 26
合計	81,457	153,238	△ 71,781
収支差額	1,834	1,660	173

(市資料より)

(注) 数値は税抜きで計上している。

本来、市指定のごみ収集袋の購入販売事業を専門に行うために、それまでの

(社)船橋市清美公社から事業を分離させて立ち上げた公社であるが、平成10年度以降は民間業者の参入が許可され、販売枚数は、毎年3割減少している。その他の事業収入も市からの受託収入が補助金収入と合わせて総収入の63%を占める。

(財)船橋市環境公社(以下「公社」という。)は行政と比較して機動性・柔軟性・効率性の点で運営上優れ、民間において実施が困難な分野のサービス(ごみ袋販売事業)の提供主体としてその役割を担ってきたが、設立目的と現状の活動内容についてギャップが顕在化してきている。

(2) 各事業について

・ ごみ収集用袋販売事業

平成10年に民間業者の参入が許可されて以来、販売単価で劣るために販売量は10分の1となっている。現在は民間業者が扱わない小売店での購入者のために事業を継続しているが、利幅は少ない。

・ 再生品販売事業

北部清掃工場の粗大ごみや引き取りのない放置自転車等を点検修理し、再生センターで販売するとともに、市から購入した骨材等も販売している。再生センターでの収入の97%は外部委託費としている。

・ 受託事業

平成15年度		(単位:千円)
受託事業	市からの受託費	公社事業費
粗大ごみ収集電話受付	17,142	18,717
ペットボトル収集運搬	16,219	10,954
リサイクルセンター運営管理	1,808	3,557
再生センター運営管理	1,619	3,053

(注1)再生センターの公社事業費は、決算上の事業費17,127千円から外部委託費を除いた金額を掲載している。

(注2)数値は税抜きで計上している。

上記の4事業を受託しているが、ペットボトル収集運搬業務以外の業務においては受託費以上の業務費がかかっているのが実状である。

(3) 今後の方向性について

多くの地方公共団体は、景気の低迷による地方税収入の減少と支出の硬直性により、財政難にあえいでいる。また、指定管理者制度や包括的民間委託等の推進も伴い、近年では外郭団体の見直しを一斉に行っている。

公社の変遷をみると、本来の設立の趣旨であるごみ袋販売事業の低迷とともに、市からの受託事業を増加させて存続させてきた。しかし、それと同時に公社の設立趣旨や公益性という存在意義が低くなってきている。

船橋市にとってこれ以上の委託料の増額を防ぐためには、民間事業者でも行える委託４事業を可能な限り民間事業者へ委託することが望ましい。

なお、公社の現在の事業内容が本来の設立意義からかけ離れていることから、公社自体の縮小・解散等を真剣に検討する段階に来ていると考えられる。